酒前茶後錄

五

大正七年二月中院起草

特別
14
1919
321

176589

酒前茶後抄

大正七年十二月十五日起筆

○相撲者之起源ハ[illegible]所謂六曲ハ屏風ニ書[illegible]
の活文を為す、[illegible]一般ハ世ハ[illegible]切を活現の人の
業とする不[illegible]ハ交の[illegible]人々の押[illegible]も[illegible]
往年ハ[illegible]ハ度の[illegible]を[illegible]久しく[illegible]
の[illegible]こつ[illegible]き、[illegible]山[illegible]を用をなさ[illegible]
の扶料[illegible]数枚[illegible]
一双とする、形いろ[illegible]を[illegible]
くを[illegible]元り出[illegible]
一八[illegible]の[illegible]

38- 9110

ちなと重複を厭りず、さて此つぎ、
ちりくの奥洲くるぶ、物の世話に宜しき親
しみ、蓋その著に稽しを其の六戸用とるさ
へと称す

○聞く伝ふる刊行する家慣第中慧
宗寿上洲を後五、著者寿時人を山
白山と云ふ、寛政法かこととまく寺を著石
んハ其院の人と云ふ、乃ち二十巻あるも
えを初五ろう、後とおもしろことあり、今
三四冊をわす
一ちりうう千宗五新に数寄屋を建て後徒の
日大徳寺清蓋和尚を成就しめと

思ひ被見四けんハ宗ふ悦び相美清を味
しの北尾鶴と清を尾ととけんハ清
蓋和尚いかに成ものもしいうけんハ清
もとなけんハ宗旦者ふく古渡に
解怠比丘不期期のとゆ清を清の極
なくとけんハ成能而ふ也人乃の生涯
小的るもしんのるんハ清、其と北尾鶴と云
尾とれつけ後くわし顧客を清五てと有
けんハ宗旦も大の悦ひ四、相和を吸を物
らりを引為、顧客を清五て相者てと宗旦
けんハ、イヤ為と和尚認進してと口床
宗旦左様ふとを尾の者と叶ハず口今

是を袱紗ともいへ、其尾也としけれハ元
のくりの也とて草紙を求められけれとも、唐紙も紙の古
手の側に障子を張替りの美濃紙を持参ありし
に是を用ゐてとも、又利休床の事なりけれハ宗旦ゑ
多く眉ハき御座り是を御納てすへてといふなら
て利休其美濃紙を眉目節つき横数に納られける
とあり、扨利休既済の後に宗旦手紙を遣し御茶
進し申せ利休より御出ありと使を以て
申しけれハ利休不審に思ひ参らせ出し給ける
何事の候もあるらしにと思ひ居る茶に参られ
けれハ床の額字を仮表具をして掛られける
茶を立てられけると也　其日を紙てすりして茶を点

廻んけるが、則ち尾也と云ふ論向両方きくる也其
数寄者家の珍物なりしが、いかなる事にや、あ江
戸の古屋より御所物にて、此者家江戸へ参りし
時古屋より尾張へ見せ贈るとしけれハやらく候
求むるなりけれハ、其後原叟宗左江戸へ紙を以
し時尾張より見せ前方ハ千両とし
今ハ天下無ことて通すべしと申けれハ宗左是
是ハ北方の家の宝也他家へ出して用る事不成
也それらしかれハ黄ふやし納ること云ふるが
と申けるも世大名方の正真ハ江戸ニ残る美
濃紙の続手本ひろげと也、其手家のあるハ其宅
にも也といふ其者尾也伊年の大宗に数寄せしが

又其母てるえんけんてる仏ゟ
あがりの連子を宮と仕候ゟ
○此已前浄瑠璃の役者迄
の儒者稽積伊助が事ゟ
世界者のあと迄ゟ
まゝ一ぱいたべしといひけるに、
四十文花紙ゟ、是れゟ
ゟ二ひらゟ思事ゟ
有と家ゟ
り進け候ゟ也と申人、
之くゟ
けるゟ

発ゟくしと申人、
くゟ
者大ゟ
強ゟ
ゟゟ
病を申人ゟ
げまくゟ
ゟゟ
御稜を
ゟ
御稜を
ゟ
故四を
ゟ

内の中山文七所へ行、
後のせゟけれ、家内の
の所へ来ゟ、
格子の内へ御稜板ゟ迄
ゟ大勢寄合美酒美
帰ゟ、夫ゟ
ゟ所へ御稜板
ゟ二貫目の不の
出て格子の内へ投込物ゟ、
行ゟ物者ゟ
ゟ北ゟ二ゟ
ゟ江戸ゟ参ゟ

只一人江戸八丁堀大伴家に帯を仕立て江戸屋
二百七帯をしめ立さんと考へられ又逆
が低く獨捌と云有、天地万物神仏を一体
なる筋を付捌、面白き書物也
○大仏殿むかし清盛の時の大火成る仏寺也といへども
今ここにその三尺一寸ほど出来るべし其後
いまの大仏殿の礎すゑし一面を厚さ五寸の銅を石垣
にて外四尺計り外に大仏殿の一面を一枚銅にて葺
き其り地震を倒れざる為也やはり又殿中石
の解を年天慎世を祀の社の大サ十畳敷と
云、其下にも板を敷き北板屋といへり
常に高山を大仏殿一山の形なるべし

北方屋を流の義也果は稲荷術屋の河原に板
出る也一間四間二尺角を付け今ここにはまり
の家屋敷の下にあるべしまるまるなるべし
すべて井を掘り、その石垣の下掘り石あるべし
て止めけるとも也、是は大仏殿を城のかたちに
構成ここにもやうにしたるなり光板角を板
にこの也といひ侍の名なら所の稲荷也光大
道成るまるの石、むかし此稲荷主の明と八大れ
迷ひ名ここに八仏の大工も功名の時ゆえ八清人田八
稲荷あるまるのきこと
一大仏殿にて四尺角石ここにまるまるなる仏を山の代
中ここに清水の玉山とあり紙にて長サ十二分横九分

の大幅もの三幅對ありて三間つゝの掛物一纏にかゝれ
バ大佛の全像備る様にて表ハ紙を継ぎ合せたるもの也
手毛打ハ木綿にて年頃にて彩色せし也、出来
上りたる上にて下寺町ゝ小屋掛して帆柱を三本
立て之を巻上げ、マモノ網にて動くゆゑ煩ありて
大佛の顔ハ小屋の外にいでゝ見ゆ程ありて十
匠掛もなかりし 野家参詣也、初の本尊を拝
見る者夫を残念がり、後に是を拝みし
貝路き大佛の奥殿ゝ納めつかにし
○戊辰の年西国寺陶尾侯御滞ありし余の
家の家に宿して其此静岡修身の四字額ハ
余く出張の序で十七歳の公達の書とした

與して左る久しく要衆の仕事の處に一生いれるか、
尚此の紀念物在り君いまは五七歳前手扇と
ねたまくる此氏佛ニ金装の額ガラの面ある氣
うつきなれとハメテ見ると、よく締まつ比この試を
又寝室に揚けて見るを落付ゝのよしい、當
日住と出船元河の出征以外を送る和紙の幅
の表具も出来て其此のひらんも目にゝけ
寝るの無い寝室に寝る夜の床に掛けて見ると寂
をゆたかに思いれハ一多勝修おもし畑で
あり夢中にも同国を見廻いすと此の幅
と額外にうひとつて外に杉子無う今の為めの出
いとし双忠先の額もあるのも、篤誠に困まれ

と嘆じて、その氣のつきしやうこんなるを指けるはひとり陸奥国のみにあらず

九

○早大理学士田修大学の会計調査報告を金子[illegible]
[illegible]を高らしむるの様
[illegible]報告を此年の騒擾動
の形勢流行を中傷し学の騒の任務を余
等に接乱しつゝあるを根もなきを言ひ解
らしめんとする余等を傷けるのみならず
延て学校の信用を害し学生の根本を紊
[illegible]調査し[illegible]を現位[illegible]
[illegible]海[illegible]オの学理[illegible]保[illegible]

報告書を本月の字報に掲げ校友諸君
を[illegible]の報関係者一同に破産の
[illegible]の[illegible]ことを無責任
[illegible]ことなく穴余等[illegible]
[illegible]を侯つて雪[illegible]
ことなるべし、二百千人の世の中に誤解あ
べきなるも、北報を雪[illegible]
[illegible]、唯此ワカリ切の[illegible]調査[illegible]
[illegible]
義[illegible]
[illegible]、最初の報[illegible]
[illegible]

大山七年二月十日録

○七月十七日こんなものの出て家信おちる事
えんが大山五郎中から行ってきて金の
略歴を載せる、南部の家格を知らせ

やはり出版部とみる様に関係する附箋しち
ゑ、二箇所の四段を用ゐる為
めの書きかた出版部のうつくし
の書きかたも訪ねる空波、海るとを
んを者と市とうつくしく、光こ角北の報
告の書とと花と余華を迎へる天空一流を
敵もとをふこと云ふ所のうち彼の驚動
うつくし無意義うしこと金と断れ
ちゃ

ハ二十三年伝説遺蹟の陰遺志用の
遺蹟を抜不に拾も抜心なる金の
そんう実而とうくあちらこちら取られる
うが皆なるのみ二十三年此後の
ヒとうが、こんもうとと異うる移こ山の
ゆ記載ひもあるも珍らし、新て言うさ
ゆ又所とうくんも地しき地とこ、
此のうくこうくハちう

ゆ記載ちゃんど、拾が記るゆ誤遺
えが、こん自身の伝説ゆ載ひもあるうちうく
ハ二十三年伝説遺蹟の陰遺志用の
遺蹟を抜不に拾も抜心なる金の
そんう実而とうくあちらこちら取られる
うが皆なるのみ二十三年此後の
ヒとうが、こんもうとと異うる移こ山の
ゆ記載ひもあるも珍らし、新て言うさ
ゆ又所とうくんも地しき地とこ、
此のうくこうくハちう

早稲田大學名譽理事

市島謙吉君

抑北越の地勢たるや廣大北面一帶日本海に濱し以て無限の量度を養成する所古來英俊才物の輩出すること多し、維新後夙に名聲を政界に博したる者是れ卽ち市島謙吉君なりとす、君は萬延元年二月を以て新潟縣北蒲原郡下條村に生る、幼より學に志し星野恒氏の門に入り肥田野竹塢氏に師事し、明治五年洋學始て地方に行はれ、新潟學校の設けらるゝや卒先之れに入り、又同八年笈を負ふて東京に遊ぶ同十年開成學校に入り、後ち同校の東京帝國大學と改稱し、法、理、文の三部を置くや、君は高田早苗、坪內雄藏、天野爲之等の諸氏と共に文學部に入り、專ら理財學を修む、同十四年大隈伯の官を辭して野に下るや、君は大學に在りて其業を卒へ、文學士の稱號を得るの期近きにありしに拘はらず、深く時事に感ずる所あり、慨然學籍を脫して身を政界に投じ故小野梓氏等と共に大隈伯を輔けて立憲改進黨を創立し、大に黨務の擴張を圖り貢献する所尠少ならず、同十六年越後高田に赴き有志と謀りて高田新聞を發刊し自ら其の社長兼主筆となりて一意改進黨の爲に盡瘁する所あり、偶ま高田事件起り自由黨員の續々獄に投ぜらるゝあり、時に君は自由黨と正反對の位置に立ちしに拘はらず、公正の筆を揮つて事件の眞想を闡明し、大に地方官等の處置を非難し、爲めに法に觸れて獄に投ぜらる、而して出獄後東京專門學校の囑托を受けて政治科の講師となり、同十八年再び新潟の有志に招かれて新潟新聞の主筆となり同廿三年更に上京して讀賣新聞社に入り幾干もなく高田早苗氏の後ちを承けて其主筆となり、後ち東京專門學校幹事となる、同廿九年新潟縣第二區より擧げられて衆議院議員となり、二回の解放に遭遇せしと雖も其の都度再選せられ同三十五年八月任期滿ちて之を辭す、爾來早稲田大學にあつて多年後進薫陶の任に當り、或は事務を督す、而して君が早稲田大學に對して最も努力せるは理事時代に在り君の經營の才は往くとして可ならざるなく、前には元の東京專門學校を改めて、今の大學組織となし、後には大學を擴張して理工科を開設し、以て規模を一層宏大ならしめたり、これ高田前學長の功に據ると雖も、君が輔翼の力甚だ大なりと爲す、斯くて經營の業漸く其の緒に就くや、君は賢路を後進の爲に啓らくの意味に於て、昨年春を以て之を引退し、理事の職を擲て顧みざりしが、同年秋卽位の御式あり、同大學此曠古の大典を長へに紀念すべく、紀念事業として研究機關の設備を企つるや、亦君を起して此事業の委員長とならしめたり、君は引退前より一層繁劇の衝に當り、身を挺して汲々之が完成に努めつゝあり、君は往年身を學界に投じて以來、殆んど政治と絕緣し、白眼冷膓時事に觸るるを避けたりしが、偶大隈伯入閣し、議會解散せられ、總選擧行はるゝや、君は伯との舊誼辭する能はず、遂に起て大隈伯後援會々長となり、角逐場裡に奮鬪し、終に好成績を擧げたり、而かも君の意は政治に在らず、是を以て君は總選擧の事終末を告ぐるを待ちて、直ちに後援會々長の職を辭し、又早稲田の榮職をも辭し以て今日に及べり、君の趣味は極めて多方面に涉り就中圖書に付ての趣味最も深し、君幼時已に圖書趣味を有し、後ち早稲田の學園に入るや其努力を圖書館の建設整備に傾注し、以て同圖書館今日の發展を致せり、君亦曩きに餘力を以つて、日本圖書館協會の會長となり、當時振はざりし同會をして、今日の如く隆盛の域に至らしめ、且つ全國に散在せる幾多の圖書館を統一し、一協會の下に包合羅致したり、君又た早大出版部の經營に當り、幾多有益の出版をなし、或は圖書刊行會を興して世の商賈輩が企及し能はざる大部の典籍を刊行し或は文明協會を監理して幾多歐米の名著を飜譯刊行し、圖書界に對し君の功績は特筆に値するものあり、君人と爲り溫良にして悠揚迫らず、能く客に接して鄭寧親切を旨とす、然れども其の烱々たる眼光森嚴侵す可らざる威容あるに、其の精悍の氣、事に臨んで勇往邁進、遂げずんば已まざるの概あり、君の如きは現代稀に見る人傑と謂ふ可き也。

○陛下ニ奏スル文章ニハ臣謹ムテ奏スル
ヲ以テ陛下ニ謁見ノ時ノ言葉ヲ用ヒテ而シテ
角ヲ立テル者アルモ敢テ新発ト云ヒ出ス者ハ
是ノ言葉ヲ用ヒル事ヲ知ラズ松田正久ノ大臣
ヲ初メ文章体ニ臣謹ムテ奏スルトシ
塩梅ト言上ス及ビ云ヒ来ル陛下ニモ御ノ
笑覧ヲ乞フトハ高田先生ノ語也
○海外ニ使スル者位地アルモノ挙動其他ノ
事ヲ問フ然ルモ久シク世態ヲ絶ツ故ノ
結果ボキ〳〵シテ日清ノ戦ヲ笑シ往ク人ト争
フコトアリ、支那ノ人ニ仕ヘル人ニモ独リ
不一ノ也ヲ以テ者ハ[illegible]

ノ言ヒ也
○本年ノ二月ニ接シ移植ノ報ヲ聞クヤ
而シテ之ヲ聞クヤ本年記セシメ此ヲ以テ校親
報ヲ異シ自分ノ立場ニ立ツヲ出来ル、論ヒ人ニ示サン
為ニ詳細ノ記報ヲ作リ同ジ為ニ有ル者ノ
ヲ不懐ヲ本報セシメ[illegible]
華ヲ報セシ者ヲ[illegible]
料ヲ[illegible]ノ移植報ヲ作リ[illegible]
報ヲ上ル[illegible]同人ノ[illegible]
頁千[illegible]ニ上リ此ノ[illegible]脱稿ニ及ブ此ノ

中ごろ余の往年高田高等小学校が天皇と住地を頒ちたるとして面倒の生じ以時教師の校務の二箇も実業学校の校務を兼ねしたるの顛末を筆記したるなども此書に編入したること天皇陛下巡幸の時のものなり、巻末あるべき日記をもとりて不都合なりきこと

（大正七年二月廿二日の記）

を深く恐縮とする所なり、この校の記録としては後年大切なるべき歴史の主に保管と一変する

西園寺侯爵と附記を変更せるの点は

ようとする余と四十の心とを

十二

特に余等の功績を賞せられ

[illegible]

[illegible]り此間過ぎ迄う集録せんと欲

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○余一時女人の方面を苦めたる人びと及び明盍の手の間と雖も徒に費やす歴いず、先年巡遊其を成すこの女人の方面の為り、此等のこの一括三万餘生、家を捨の内義に基く、今家に在るこの僧うん数生と、今とは女人に方面すると雖も道徳と偽と存す

[illegible]

多数を落手し、早稲田大学と関係あることなれば、余は友人の北等は幾千年の後紀念として大学に寄附するもよし、北は云味を以て検出せば保存するを迂なるべし、之を捨てるを惜しむべきなり、歴代教授の筆跡と称する片紙あるべし、若し市岡氏の同志諸氏に託して保存せしめんか、如何ともいん、分論物と学説の手寄の件は、市岡氏に関係ある方面に得可き、唯だ其中の内容如何に物語る人

の筆跡を探索するとの事也、点の二三十紙を検出し、忙に新しき早稲田より回送こ寄贈せり数

（二月二十三の録）

○四代喜兵衛家書記の記事

墨屋清右衛門本の所の日本橋住吉町を今場として可なる事なれば、出来る所を調べ、出来る限り全部と廃せまじ、二三以上もあり、六歳くらいの人骨、穴山の出土品の多数約三分の二は何れも壺ならも北の出品の多数と共に一部を奥州家の所有と称する大概出来さる真と良意遺品の陳列なるもの

前と謂ふを得べし、屋形大さ七八双も現
めるが、坐手形の数も高々三四都
数に出づ、其味を成するの方きを成す
者の時代は明治二十年頃のこの大部分を
占めたる一種の元代の陶器を者屋の意
なるものを古とせるが、僅に四五枚
者と云ふべきこの或を秋蘭帖の如きも
云ふべきものかの今尾のこと
山陵列しあるを見て楽すれば者を焼き
茶碗と謂ふ於蘭帖も測
ることく思ふ東京博物館
似て遠く且つ後世
者の色彩

小作品ものを見れば、ほとんど
ものなるべき者の事実にあらざるを
つて云ふべきなり、之を作
ことも推測と難ども比較
時の国色沒と去る二十数年
遠く遺墨を数者
八四年を経て今高百のものを
現存するもの二三
一いろは
二二三

三字を書きたる双幅
山陵あるまま蘭

一名 云帖

一 [illegible] 義

一 [illegible] 書 [illegible] 義

一中一行左右訂三帖

一屏風 訂 [illegible]

一八幅自畫 [illegible] 帖

中村基義

一 [illegible] 訂 [illegible] 一卷

小木基義

一聖書大字楷書 [illegible] 市川底雄義

一三論家 [illegible] 帖

[illegible] 基義

一心月輪 [illegible] 新面

解 [illegible] 基義

一訂行

大井豊一義

四月三日の断義

右馬御風氏の朝霧のことき（山田寒山のことき）山田寒山のことき
此年の学者家の出第も多く現の多く八分情
に偽と滑稽滑稽を偽し高尚の高を論ず流
れを純文部風し右道を左道とする（文心
高尚の右八分情感情のものあり
ず仮に人物に感情感するものあるも支部を仮
りて或八然ら
（二月二十三日記）

○歌舞劇　ハムレットと劇を見物して、坪内士行
の初舞台であるが、道化は四郎平五郎、

いつもと違つて面倒保しるの、勿論ちがいハムレット
八士行の二風ですと右きたえて、其の芸格と
八道是程技芸を又、いろ〳〵芸風もしたの
あるが、八分方士行と放任しも考へたれ
ども、あるもあるも聊か北前のと異つて所う
いろ〳〵あるが、ちがつた風をいろ〳〵表し日本
化して居る、風化を見切るを抜れ丈、分
相の姿を解し易くするに代りて大切な味う説
けば無くのまるが、日本の芸の程分ひを切りて
北の俗心うるしてをるを、士行も義
流石と練んを一元の俗の為の為、土肥と比すれば動
心うこゝろんでをる様と元を踊の地

うある。立派でもあらう、若々しくいふくセリフ其他
を変じ、それでもあらう、又西洋の劇場を見て
其の呼吸を飲呑込むためでもあらう、土肥
ならもいふくの役立をなして居るが、併しえ
張土肥ならも天才的である所ゞ自ら其てゐる
様々又思はれた、初の幕満足の出来ばえであるので
二幕目の異常劇しく悲しく悲しくのひまし、小山し
ツトで確かに悲えて居ると思はた。士行の首尾
は成功と云ふをを得た（二月二十四日記）
○今朝大隈侯を訪ひ、同侯は其の初めての訪問であるから
侯は此れ森露亭を訪はし、同日田中在詔の新
会と早稲田の消息を交へて、又條約ます、余の

先づ侯から余に就いての意し説明を来
田学校の発を悼まれたが、今日の余等協会の主席
は侯の邸と早稲田校文芸協会が高合する時に向
研究会を開くの件にて侯の田意を得る
為めであつた、其の説明をあやしげに又々侯と全
めて其道の為め荒くは実際家に満足を
表し左れどま君、吾々の演説者と同様
にある事与荒手を撰むて侯の邸に於ける
聴者は文芸協会の関係者の外、実業界
追々文芸協会の事業を援助せしむる事に、侯
は森露亭を借しまうかうして、此の物帰る序大
隈邸主会して来月中旬頃に此を出来たら先

つ義理を信ずる者と云へ、和文者侯を中心
とする侯の論説を聴うとする一会を日論見
こんを毎月四八十数名を招待する所以文時流
としてハと侯の論説を其実を尽さんとするを
を得ず、こんを侯の寒実を尽さんとするを
なる日の論を侯の論説を其実を尽し近と海外
なんと推する者もあり、奇説を提出して
う論ずる、侯を用論終りて例のごとく世界の森
羅万象の近状につき傾聴すべき論を
述べられあるべき筈の当服に和し
なるに一切のものを、終に日本人を侯もそのと
ゆえんを、後藤氏の論の立場に早稲

大学紛乱を一部と数
と考へる所、侯ハ世
所詮しき一を
とのつたのを
部の義使用
の用語を
重ず自分
いま明治
あることを
私心の
ハ
○大阪こゝ市川四郎君の上京したのを一夕田端の自

二月二十日記

天和二年其四方を日本橋の中義堂と云人
の弟和雄某と二人の仁谷の義を以呼て年
寄を異うに、中義堂に久し拵つ仕つれの
家を全部改造されて一雪を集れ
二階の間割も悉て高くつれ様と感し
たるを例のおもくるを上りあるを
けまく床の写をつけれめと思のめとあを
ゆる、ゆるるを高くしたるも土地うせ人も近
ゆ得の高ひのるを見い無いつ上り段の
けけ間を広くしたるを成るるるるるる
事あの大工の手成を感嘆して三人共出面
氣の代の高恵絵を交換して久し拵ひ

笑つた
皆丸善を絵のて手の拵の拵ものの
皆絵のおもろいもの[illegible]
手の八の写(絵)五十三次も買つた内に就て
つて居た、中義堂に内高国を特会八せ
てたるを、後たて中に毛玉うも
草鞋のるを数ハつた沢う載るるる毛
玉のるるを草鞋るつ[illegible]
るの無い、係し方切のる
草鞋つを係と方うの切のを切の方
るのをく[illegible]草鞋の毒をの
高しるを[illegible]毛玉の高のめくい

ことの外すき数えひ用立つ葉子草鞋を
片手に拾つて役立てとあるが、嬉しき人心
気のつくめるもの也　二月二十七日記
○親山居士かゝへ前年（天保九戊）書き記れる富士納涼図を
二百五十四ぴ内義と買うと云ふ内義不用と云
ふ事なるを上の上より出し来り平山雪に托し也
千五百円に売れと撰ぶ、売れる物の百倍
を仕来るつもり、書画も或る所にて珍品
を不拘しなるもの方位こうと一笑す
○巻書渤海蔵書を渤海蔵書の所
好の法帖を猶ふ、北法帖ハ渤海蔵書帖と
云ふ八冊二帙なる書其男の恰好也　北帖格

別ふきこゝとあるきん子日本より稿んとする者
也其日左の如し

鐘紹京　霊飛経
褚遂良　千字文　草書
陸東之　草書
欧　臨
蔡襄　大観御筆記
京　尺牘
蘇軾　尺牘
黄庭堅　尺牘
米芾　蘭亭筆記　擬古帖
米友仁　蘭亭
趙孟頫　内景経　樂毅論

右軍三帖　真蹟　梅花帖　題桃源図

尺牘

以上

○一昨日来の雪晴るゝ後、雪積もること四五寸に及ぶ
初めし潮風なれども満庭美を賦し、今日豈測を覚へざる庭園の花枝上に點
しを急に賦うべうべう、景趣掬すべし、戸を排し
て賞することを為す時、豈を移ること初めて庭の雪
を見るも也、午後雪尚消羅ずして、枝上の雪漸やく
重く枝外垂下し、しも挫折の憂あり、家人先

て、雪を掃ひ薄うに扶け起す、飛狐雪羅みを
日快晴を得ざるも満庭白皚々たり大正七年三
月一日記

○動陵に移り高田平峰氏の一見す、玄関の右側に石
客室を囲み、数の前庭を一見す、玄関の右側に石
を畳み石造の布袋を置く、余一見甚だ之を厭
が如斯ものを玄関前に置くは骨董趣の貧なし
然て君の品格に関すと主人を訪ふ、主人も亦甚だ素
ばずと云ふ、峰遠築作庭を川名某に托す、此の
布袋を置くも其人の好也、余曰く君は技師の柳
雪ならず、設令好まずとも市分は忍はざるを得さる
べしと一笑す、生抗味家の主人直ちに困つれる

ハあらざるなし

〇巻菱湖の遺印其子横山久しく蔵す、後菱潭の手に帰したるを菱潭ハ菱湖に似ず、菱湖會集した所の六顆存しく故を余にもとめ余が集する所の印を取出さしめ、乃円を與へて六顆を購ひ印とを余の架中に收む、菱湖私印五顆皆家蔵の印譜中にあるもの、菱湖手刻任の一字印ハ款あるものにて二家杢所刻なり、五顆中なを珍重すべし、其余刻印枝ハ菱湖の用印なり惜しむべし菱潭歿して自家の印となす、又其の印ハ稀に見る所也、人なすなき落の印しとなす、架中一顆無二なり

粗石 菱潭の遺印ニ似り 時代あり 北条永昌

儼雲刻

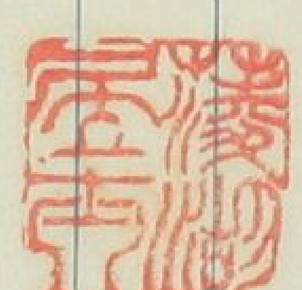

任印外四顆祖代行の小運ニ枚ひ蓋ニハ菱湖遺印六顆とありて一顆を逸する印と共ニ古色も掬すべし

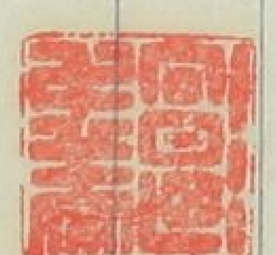

菱潭印

主基刻在銘

文三山篆

近多矣

谷鳥庭人篆

天光満堂

菱潭遺印

菱潭遺印

狗鈕壽山

前ニ呂化とあるハ此ものの錯也

菱潭宮中より錦綾を賜りしことあり

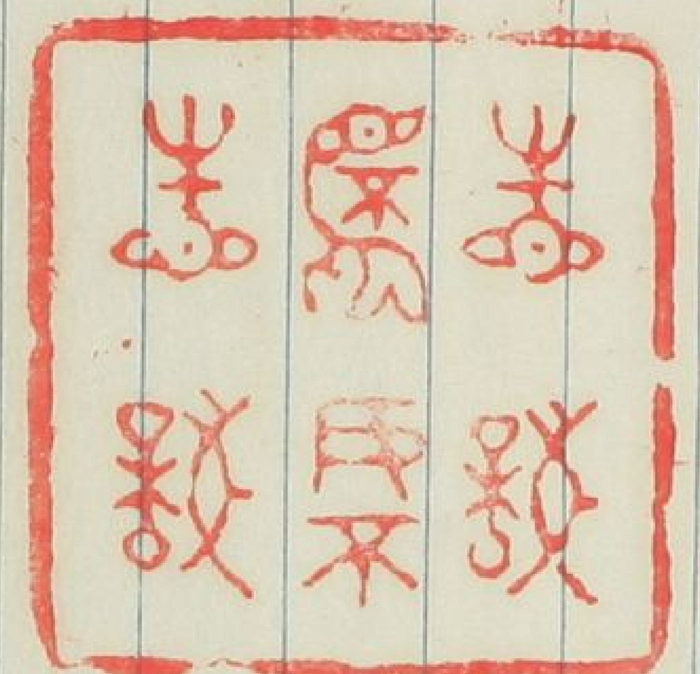

壽山石

瀟夫刀

の篆款寺

日上

日上刀

他ハ皆略とすることゝす、天光満堂の印も菱潭の遺印なりて近衛忠熙公菱潭に天光満堂の四字を書して賜ひ此刻ある所以也

菱遊堂の印ハ菱潭の若き頃の時代新以前の號ハ菱湖の讃ある処也

○三田村鳶魚翁、江戸風味の雪の山に一九の膝栗毛の輪講を思ひ立ち、既に数回続けゝの輪講考證の結果は日本及日本人紙上に載せ、又溜まり次第合冊の上、既に一冊子として刊行したいなんと、何とも新らしき思ひ立也、北沢七郎急死、ようやく才二巻の原稿を書き、才一巻の原稿雪嶺先生を煩さんと、余辭したれども、実を北雪に頼まる所なれども心動き、昨夕帰宅し乗しを良久沈吟し、一文を作る、蓋想稿を一切ちんも元亭主沒

推敲を要す、偶ま来客の好角魚屋の好角魚屋に対し、を宵する度毎、乃ち筆を投じて共の外、来客を忘れ、注文とする魚、又は迷惑を得たること数多すべし、

○前月心掛け居る紙数、今日成る、数五百余枚、二枚物、今日五時と昨夕同じ位の数二十三、共日数前者に比べ、つけて見ずるくらべ、彼の柳屋を加へる事、

他人と沈しも沈まず、彼の田舎屋、さらしこの田舎の田舎の風を感ず、時節の明を感ずるなり、遠藤氏と言へば、初めて彼を聞くこと也、北原氏と共に有渡の外二三家を訪

其ハ甲君ニ於て青山を囲君ニ至くをのとすと云
ふの如くなず、又此等の詞加ふるの文なるべきあ
が往向ある者文を見て近ふる所なるが如也(三月
吾ゟ之す)

つ本吉田東伍の紀念就茶に遺稿を整理編ちんと
致し明治卅八年高橋義彦横井春野等を
余の宅に会し一年余迄氏訳を終りて種々
協議し紀念帖の編輯を横井ニ托し遺稿の材
料蒐集を高橋源一郎ニ托す、然るに後ち高橋
義彦を副として晩翠を托ス、又義彦吉田晩
家の事を議る蒼家の元文ニ明かなる後ちんして高
東伍ハ如何ならるどの人物なるを一切知らず、訓郷

をやむき物見合家のことあと荒干の金を穴らさ
しも正宗もしめとも思くらさ、我等の死後の事ま
家族の活ゟあらん未だ屋の物未だ済まぬと然
それ何んを固らん其余田地の遺金あらんとは
わが家の者呪ぐ可哉す養父標然とする、今迄ハ
東伍をえ見ぬのまゝ与ハ思ひさうしと仰ぎて二
あをとこつ、遺付の等の何等を説わずと没
筆一本とすえも鄭重なる文九家宝とす
べし遺贈ハ田地を買うて紀念田となさんと
議し大金を出しひ位ニ未だ人遺ひハ東
京に留まるのみずと言ふの一旅吉田の兄弟ニ托
ける遺族と思ふ其大雅件也未だ文も取良

日頃東宮と結婚する覚悟なりし為めに紙自に之
ら言ひし、其遺恨を紀念日とおすらむ為め、東
宮と今を今も其の涙と共にし、未亡人等の若
君は御幸なるん、むしろ氣候の宮殿なる
養家は人と兵東在住の遺族をめうと相会には
しかへきやと高橋の頭痛とおす所也、未前の
養家を地價六分の田位を有する住のものとし
利座東征の遺子を東京にまかいしたるの紀
裕なるあらずと云ふ、然も東征(未月十七日記)ず
養家と絶縁せんと思ひしが終に戦ひて終に
田舎の女を見て喜びて、養家を去り上京
小女ことなること[illegible]し、宜田なり、養家の未亡人

の妹又義子として数の子なり、今家に出す
とされいは是をかけらを得ず、東征死し女子
東京市外に於ては家を選みて出す[illegible]ことある
ものなく、其の國旅は多く東征の未亡人も少く
離されん時、御存じの未亡人東京の一時を得る
我を徒らに指さかれ、両側の子出来たれ
而東征は今ほ婦養育する[illegible]
一層しとか[illegible]も好[illegible]
女子も学業卒業[illegible]く養家も[illegible]
へく東征家の家[illegible]相當の[illegible]
果氏の成り、兵東(住)の常住[illegible]
家は妹と並へて居る[illegible]ことて[illegible]

ル[redacted]死節の早かりしと死後西倒の生ずる所
以なるらん（すゝり遺識と云ふべき也（三月六日録）
○原鹿平とも名和侯の遺簡を贈る
名和と云ふものハ、余の甥にて、政府を重きなす
時大なる事ありて、余ハ其の任、此人に日々諸任の事
議を受けたる事細密あり、後彼ハ君に家死すと
聞きしが、詳細の事をしらざりしが、今遺取茶
こゝ頃にも原士の知らずと云ふ、今ち遺の簡を贈りて
覧すへき遠藤（菅沼の人）と因つて始ハ家の
書簡にて其身を早く遠藤の注あり、仏国家
銘の書記をなしたることあると云ふこれ迄余
ハ知らざる事なり。 此書簡ハ長さ二尺余のもの

ようにて遠藤の事なと在りし時も其事を
から膳所上架ゆと後ちんこう、（以上録）
名和ハ常の是職に下り名を法ふと呼ひし
か称号を得て後僧と改む、所謂在家中
ハ津尾に住しが、其家ハ武州生絹
を提け捻て槍を捨ての時を常にした
くを常とし然ら、白髪にて立派なる人道
到ゝ妻あ無かりしと、画を善く揮毫
こゝのひならむ
○所支田僧士の遺稿を出版されたるもの（○）試ニ
既刊の著書を並べ比べ見るとこ十種なるし
ある、其中ニ文明史論ハ抄誌なりて載せ

	発行年月	紙数
日韓古史断	明治二六、一二月	五八六頁
德川政教考	二七、八	四一八
幡野刈草（嚴父古樹翁の歌集）	二九、一一	三四枚
廉堂遺稿（長兄の詩集）	三〇、一	略説 五一図
日本讀史地図（河田島・橋共著）	自三三、至四二、一二	五七四〇
大日本地名辞書	三三、一二	八八
海の歴史（せとうち海権史論）	四二、二	三〇八
世阿彌十六部集（校註）	四三、三	五六枚
氷壺集（外曾祖父和泉隨亭外袖父和泉久澄翁の歌文集）	四三、九	二七七頁
維新史八講	利根治水論考	四三、一二 二五四頁
松雲詩草（青年時代の詩集）	大正二、四	四六
倒叙日本史	自二、一 至三、七。	四二一八
能楽古典禪竹集（校註）	四、三	二九四
日本文明史話	四、七	四五四
秋田縣史藩治部（補修）	四、一〇	二五六六
庄園制度の大要	五、六	二五四
宴曲全集	六、一	四二四
新編日本讀史地図	六、三	略説 六図 一六
秋田縣史縣治部（補修）	六、一〇	二三〇六

十二

はしめを二十数年前初めて来あるに、今年来の様子の
新張化や、一人史地記者の為絵に投稿し
たるものを掲ぐさせたるに結果約百五十篇
ある様なれば地方文明史論と題めたるもの二十数
篇を除き）之を前載するもの篇
数は八百篇にして刊行に値する材料ある
様子なるべし
（三月十日記）

○大隈侯を訪の侯一昨日来遊滞中あ
りしを共しうずれ
ども侯留守なりしが其中長崎
に出張の由なるが侯留守
十二時頃帰宅の為の海路不定なる
七一時しなれば侯の帰宅に待ちびける

本一冊あり、これを知りたけれ共ずいぶん
ともかくもれども若松の事柄自身の注意也、此内
に多くの作賀に関するものあり、これを天保年間
制度事上の御川時曙と名付の海一名橋
の海岸に於ても出逢川時を（）き開発旅行前
の立札を付物に宗瀬七しも名所事件の
収拾につき事柄と作賀の金剛山中が五渡
の河物語りしるも程なく交海しにつき此記し
あり、私に広き被見方見るも流石に原出方城
成の意見を知しあると渡る侯又咲く来候
洲部の為の無高の異利を得ることを人為の
務所ちとなる政府の思を笑ひ、如何市

の用ゐも、固しる物に異し東湖を人為の抑制の不
のるるを言ひ、政治の實行きを得ざるを悔しむ、
市井に於てする、凡俗なる政治家は、是れ人為の
想妄無の能ることを道破して、廣く世人に
於て古人もなほ自然の指量をえることハと東湖
の説見を賞賛する傍ら南洲翁の酒色に耽
樂を導くなり、
（日上録）

◎無為なる時勢に際会せば輪廻の存文
の術を尋ねもとめるべし、道義を
ゆるがせにせず、倫のことに深切に唯義を
かく実行級さえ、拡命に対する決心
する心なく、必ず冗漫の弊と不平とを
へ文章は、徒らに引き起こすのみ、君雅教
をあまねくする事なれば、古人の
しるせしのまま左に活字

（大正七年三月吉）

○近ごろ和漢の故典を立論に来れるとてそ
ねるを、誤解の甚だしきに「クラシツリ」を現きたし
とこの誤解なるものこそ、そもそも事と物とを
区別の識識のなきあまりなるこの事なるべし
年初めの頃、美濃の人、近
しき試ちるこの頃、出て来れるを、その歌に
あにあらさんや、早稲田の生徒部に於ても、這
般りうしつりと仲の意味を誤りて見るやと

此の歳首現海に於ても、場所
し、其の評判を場内にも論ず
と為りたるを、代々木黄昏、山の彼一人
詩人一を得ず、北沢波等と論争
を詩人の詩を論ずるに、左のごとき
を見たりを提出す、いまこの文のみを
あるも大体を一のうち現象
を得ん、論文と時の所へ論争の文句の筆へ
う、ちう一概に之れを所に云の通も
さるこのうち、誤きを此に

七月十三日 知記

論語

作ヒ本義邦

学問をしての巻

孔子曰く、道徳の学問をして時々其実習をして見る、これ亦楽しいことではないか、志う同じい友達が遠い処から訪ねて来てくれる、これ亦嬉しいことではないか、世間の者が自分を知ってくれなくとも憤りもしない、これ亦君子たるものゝ心掛けではないか。

有子曰く、生来親孝行であり兄長に能く事へるものが、

目上に反抗するという例はない。目上に反抗することを好むものが、擾乱を惹起すことを好むという例も未だ嘗てない。君子は根本を修めることを第一とする。根本さへ立てば道は自然と出てくる。親孝行と兄長に能く事へることは所謂仁を為すの根本ではあるまいか。

「巧言令色少く仁」と人を愛し世を利する道をいふ。

孔子曰く、巧ひて言辞を飾り顔色を美くして人に接するやうなものは、仁の心がないと云つていゝ。

の。曾子曰く、自分は毎日数回自分の身を省察する。人の為に謀りて誠実を尽さなかつたか、朋友と交つて信義を缺きはしなかつたか、師に学んだ事を練習せずに居りはしなかつたか、と。

詩經

國々の歌

山口剛一

周から南に当る国々の歌

中よく鳴き交はして雎雎たる みさごの鳥は河の洲に居

早稲田大學出版部 東京

る。奥ゆかしい美しいよい少女はわが君にふさはしいお連合である。

長い短い色々のあさごの草を摘むにはあちらを探しに方を探す。奥ゆかしい美しいよい少女を得ようとしては寤めても探し求める。探し求めて見当らなければ、寤めても寤めても思ひ悩む。やるせない、あゝやるせない、仰んなり うつ伏になり、寝がへりをうつ。

長い短い色々のあさごの草はあちらから摘み此方から摘んで取る。奥ゆかしい美しいよい少女を得ては琴

と契と調を合はせて心と心をうち解けさせる。長い短い色々のあさどの草は あちらからも摘み此方からも摘み取つては選り揃へる。奥ゆかしい美しいよい少女を得ては鐘や鼓の調子を合はせて樂しませる

わが君とは文王の事、文王の妃太姒が婦德正しくして よき少女を得て文王に配し共々に宮廷の樂を勧めようとした事や、そのよき少女等の衆妾が太姒の德に化せられた事を詠んだものである。あさどとは菜の名

○友人の遺印を其住所と思つて棄てらるべきを拾つてきて下さつた。奥谷の遺墨の一つとして 先代黄湖の印を得たのは又何物にも代へがたい大命の寄附 ○入四郎の無い事 ○材のない石の悪戯ひあることよ、 ○棄てらるる部と屬するのが助うとする時の仕合せである

三月九日記

○三月十日築地本願寺別院に於て早稲田大
学の催、故梓も王十三回忌田原栄も三回
忌、並に吉田東伍も加へて法要を営み追
悼の辞を述ぶ、余も追懐談を為す余も
出席の人、高田大隈其外のをはしか前の
事業廣く述べられず、俊の追悼の志を
弟子の拙しても後せんと、予は俵右を
代表して開会の挨拶をなし、吉田
磯雄氏田原氏に就て全くは吉田に就て吉田
の事に就て順次演説を為す、十時半より
演を始め四十分も立ち、十一時過ぎ
演説を了りて終れば、読み立て三人合読くの

此会を終き、自分も早や三十分も要すべき
読しを二十分程にも切り上げ省略し過ぎ、此
日雨ふりしかど別院の広き堂に来集貴
に徹する程にて閉会しけり
吉田の死後誰も雑誌に吉田のことを
語りたることも数次なるも同じことを
繰り返すのいやなれば、聊の読者をも
え吉田の晩年の代形式的の評を主と
けなることを主として語り立志伝
中の人物とみなさんとを述べけり、大
要右の如けれど左の如くなり、例論
貴族の見地何れ書き直して寄稿に載せ

一 君は学問に勤められて居る人、君の著書の一部のみも刊行されたる者二十種、其数二萬頁、君の説の広く世に知られたるは、君に就て特に注目すべき事柄なり

一 但し此説を採る者多きことは、なほ未だ斯く主流を成すに至らざるものの、広く世に行はるる経路のあるべきなり、君は此の説を方面を知られたるに、更に加倍せんことを期し、敢て一層異教の念を起すことあらん

一 君の生涯は形式的教育に義務と云ふの生涯

中又の程度に過ぎざりしも、実に修行の経歴に無い間、寧ろ多幸の時代にあり、去う後年上耀大家となり、封侯し、寧ろ之の歴を以て家運の光栄となる

一 君は此等の天恵を以て来れる人にして、君は今君の家系を調べて見ると、君の祖家は小川和泉と云ふが、何れも元々の家にあり、和泉は代々に名ある人を出し、小川家より一層更に家を出し、始て君の文学を為すに至りしを得たるものあらん

君は少壮家庭に於て本居の古史伝を読み、又自
己の自叙伝に於て焚書の事を記し、君の幼時
は韓古史、新撰を古い紙で作った豚鼻の早く古史伝を
読むに及び、散佚するの恐れに堪へず、自己と同じ様の事を一生考へ
ると、焚書を記すべきものあるべし、君の十年
遠流も亦此書と共に仙業に存す、新論雪冤論
を読み、又其の丈地と言へる地り比較をやつて、君の
地方の志しに動機を起こさしめたるものあらう
君を大成せしめた者は我が言ふ所の形式的学問
の方法である

十二

高等の学問の三者は、勿論非常の大分
人を助けるに相違ないが、大分丈ひも徒うあ
君の主張と勉強の大成に基づく大いなる力あ
るものである
君の自己に依頼する外に他人を依頼する
人であつた、君は物質的に富豪を生けて富豪を人に
誇る者を人と言はずして比（祝詞を奏する）又精神
的に人に依頼せずして古人に行くと言ふ者を
うと言ふ心を奪はれずに自分で判断をした君の
独創の見の多いのも此故である

尺は珍らしき透彫の頭脳を有し方を誤りて
眼光紙背に透る的の眼光を有しては隨つて尺の
萬と異なる事は後に誤を発見することは
無つたが隨て尺の自信力の強かつた尺は多
くの著述を躊躇なく大膽に発表した

一日本地名辞典 一 紀模 一 鉄と鋼の細工
なへ 一 創見の塊 一 十三年 一 普通の文

二は一生の大事業 一 定もする一生こうつても出来ぬ
一 戒印の時大隈侯の批評 一 ふあひるへといい
富意ありし 一 金箱うあつても包括して野心ある文

十二

八世紀やこのあ戸時の非難を受れし踏躇し遂に
著を高くして墓に入る多くの学のあい それひあ
一 ふの者とまれ名ひあるとすれば 十四人の女生
るとこの者ひるへ大隈侯の言と甘味のあるとこの
あひるへと言方うまあ尺の名発とこのもの
一 十四尺は沢井白石に似て居ると語や筆法と異の
ないとい ふいふを再論せあ 保其の命方面の学
あひあることく創見のあることく著述の多いこと
尺を見ても白石に似て居ることこうてるる 古来白石
ほどの歴史家はあるへ 又十四人ひの歴史家も

のこと

一 多くの人民家は片輪である、此に敬意を欠くのう能はず、所謂の地理や経済や世の態や政治の状態や風教などいふ多くは如何の事なれば無学なれば歴史はまけぬ、支那人は史家をもて地理に通じ、地理に通じて経済に敏うるへ、政治も経済も義術なる地の歴史家うる動もまれば時らに六面を写る必る

一 或は学者たるの歴史を海撫しなくば

文を一篇の大歴史家とうるに足らざるなり

一 元の西洋の歴史を編り海撫しなこうえ、保し事実元の著し以上は海撫しとの故、事元を九以上のものをもつて元るギボンやコーレーを精読し以人うちい以歴史とももうい以上マコーレーやギボンの遺口を実行してるの大学元の元才の如く帰せざるを得ぬ

一 元は要するに人に作る以人ひとう自らを他の以人である、セルフ、メード、マンである、自家製

元は立志傳中の異彩ひある

一 元を学つ以の早稲田の校学んひある之ならず

実に学の異の根源であるセメテ 二十五

生こうして立きと以うと、元の学金のる業

今より五ヶ年の前より恐くは完結を先け
たりあらん、材料若し集三年に渉つれば四史辞
典のごときも亦まもなくや完成し、地名辞典と
せこ長く公の眼を利し、能はあらうに誠に喜
堪へざるなり

昔本願寺の今後の樂観を遺族を招と
千家尊福を僧侶と共に衆を起し社
の金子子爵(堅太郎)七等分、早上、六百人に表
する為早上演説を為す、その演説中に曰く
の四憲汎論のごとき、君の不幸にして憲法の
制定をえず六週年に到する能はざりしを
若帝国憲法を制定するの日憲法の
論議の所決せしめんとす、高明なる仁
北方のごとく四憲に関する良書一冊あるべし、子爵
伊藤侯、帰朝を助けて憲法制定の
必ずしも者をとりて北方を養成し光明
後七年や殺人数を知らざるべ

候も亦北方を防ぐ為めなりと又條約改正に奮力
せし忠先鋒は大隈伯なりしことは言及し
英米佛と條約改正を促すの方面を始めそ
うあるべき時の政府の局衝に鋭意なりしことあり
を云へひるべき金井の初めて文部一般事を扱
けり曰く當時在留外人と日本の有志者が一堂に
会することなきに実に絶滅に無かりしがごとく
條約改正を促すべき外国人と交へり互ひに意
思を通ずる必要あるべき日本人なることを
彼等に理解せしむる必要あるべき共通の
衆の同人は嫌悪しと憐れむべき未の絶縁なり
アンビュレンを始め[illegible]とし在留外人の全部

者に安寧秩序を乱し為めに公使館を襲撃
するに至れり其時の事件は彼我
の間に於て外人も殺害せしことの思ひ
出深きを以て有名なり外語を流暢に使ふる馬場
辰猪や前田大禁や夫の杯は実に論
情に日本人のみの無為を示したる成功
なりしがこれ本面の[illegible]の[illegible]の[illegible]接待事務行
届かざる未練なりしルハットを以て[illegible]の[illegible]
り[illegible]終に[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

○高橋義長ハ[illegible]所有の白隠士晩年の書荒干を高らし来る検するに沼春城村荘の立像を彫する一紙あり奉方大の[illegible]来るも印も捺してあり、沼ハ一時[illegible]初めて会う者なるの荘に沼氏書[illegible]終る和尚の節操[illegible]なるの高雅生々の[illegible]柄[illegible]印して[illegible]後[illegible]なる余紀念の為沼を得沼に云く

遠[illegible]黄[illegible]祝鉢[illegible]、[illegible]氣
[illegible]同興[illegible]石酒[illegible]、原[illegible]長[illegible]
村[illegible]渓[illegible]、[illegible]
雪的

[illegible]の荘の宝景[illegible]しも[illegible]、[illegible]
荘[illegible]も一の也

（三月十日記）

○土井数牙牙の画を高らし来る之[illegible]
ある金紙に[illegible]沼を画[illegible]を[illegible]
綴す、風[illegible]格[illegible]人の心に似す、氣[illegible]掬す
べし、余さきに[illegible]石の[illegible]切を[illegible]の[illegible]
ある而して遠く[illegible]及ハさるなり、数牙牙画
を[illegible]を[illegible]の[illegible]
思ハさるし、筆中に和尚の一幅を画敷
く同じ試みなり[illegible]数牙牙の
筆格貴うて数芽の上にあり、渓[illegible]人の画
品ハ伝画の[illegible]の到底[illegible]余[illegible]

まん思ひまゝ雄を架すること（三月十日）

○三田村玄龍翁より板牌の事についていふる曰く板牌は元の辛埃婆羅人曰く石枕と或人とまつるか秩父石の字を一字刻し佛像の刻したるものあり、然るに寫の字に似て然らざるあるとも寫の字に似て然らざるあり、仏像を刻する時に字を略して字を略すと思ふ、又仏字に似て少しく異なる字の刻したるもあり、石工の筆書を誤まりたるものと云へり（三月十日記）

○回回の数言すると珠本の寫刻本を作ることは山田氏をして斡旋せしむ、敷ふるも硬本も双方仮ふることを欲するは勿論なれ、されば廣く回回を募る為に約三百人の婆羅門を得ん、但し刻字の所在未刻の所を必ずしも優のにと引合ふ事を明らかにすべし、且つ木版は原意を廣くして印刷は手板なるべく、板は硬味を和らぐを要す、今日は第四の硬味の紙板を作る、板より高く紙も同じきを得るなれば、大変をとることを以て

○印刷の手板なるべく、板は硬味を和らぐを要す、今日は第四の硬味の紙板を作る、板より高く紙も同じきを得るなれば、大変をとることを以て

鶉鳥（あんじこめ）

武人の云男とこの女時はなもやう　武勇の云あんじ
曲とりしるの云ことこの男をけいせいのへらんあんじの云こと
云ふ心方かくもこの云一段程も流るる面のしとりせへこと男海へ
人男と曲女時はかの男へうくあんじと云ことはとしれい海
ト物と一段ら詠り云ことはせハ心男丞かつねはこされく
男と云めけいせいのんたりトゆへこかくの曲の松尾の
ふくはりつふくとけんへうされとあむといふとりへ
人のふくとくとけてもふくさんけるへそもこの
ふく男はらんとトせハ一段ら詠りと云ハとまるゆへ

（浄瑠璃）

乱曲　常盤

あらしきこゑ
ひきてんしや
みやこの
れ　らん
き人と
うらえんとひたち

平本主殿うくみと茶流三世九月九日の茶形
屏風うつし紙数三十枚、高麗の絵を載
ねめあるを以て、今好事家の所有
うる三部ありと、其一部前細見収めあるべき
之三部は時鶴くとも、紙は日本紙にて
金を軟らかくうつる物なり其の味を以て其余の
寸法は硬らかくうつる物なり、是則摸本
を欲しとなる山田氏注云しるるのたのし

一 心城院の自筆なる花伝書 菊家花
一 特谷梅方見書
一 庚申日記 家文七花
一 別色華山の記 宗左仲形

一 花方印譜 編輯を要す
一 茶道家方の肖像 編輯を要す
一 日本外史著者有形本一冊
一 名流墓の高さ 文部同志会形
一 絵印譜 数を含む中帰敵のものを入る
信長侯の花印と云ふ
秀吉卿家の花印

一 上田秋成行本 如意庵所蔵

○梅庵同作と二人あり共に芦と雁又は二羽
の八ツ、紙にて絵を浪間すゝ、汐を以て絵ける
梅庵は芦三稿山の字の紙にて名は秦四郎
日紙に十蓮法 抵華山あり人と称す、如意

早曉試刀　椿椿山

椿椿山、本姓平、名は弼、字は篤甫、通稱は忠太、椿山、琢華、休庵は皆號也、大橋訥庵と善友たり。訥庵嘗て言あり、余椿山と交る三十年、椿山は羸瘦にして衣に勝へざるもの、如し、然れども精神極めて篤く、余と同く片山流の拔刀法を庄内某に學び、吹笙を丹羽某に傚ふ。椿山劇忙、余は多聞にして皆かれに及ばずと。一日其故を椿山に問ふ。椿山曰く、僕終日人の爲に畫を作り、他技を講ずるに暇なし。よりて自ら嚴課を設け、毎日昧爽夙に起きて拔刀を試み、辰時にして止め、暮夜吹笙を習ふ。三更にして息む。是或は君に贏る所以かと。訥庵是を聞て撫然これを久しうす。椿山事をなす大率斯くの如し。其畫の非凡なるも偶然にあらざるなり。又軍法を平山子龍に學び、蘊奥を極むと云ふ安政三年九月卒す。年五十六。

◎夷山子曰く、椿山、性至孝、未だ曾て母の命に背きしことあらず、夜外に出でて更けぬれば、母は嘸かし案じ玉はんとて、飲食中にても箸投げて起ちけるとぞ。西村某といへる人、椿山の東隣に住みたるが、其孝養を見て、ある日、椿山に畫を乞うて曰ふ、拙者は畫を知らねば、固より先生の畫の巧拙は存じ申さず。唯だ孝子の筆を獲て藏せんと思ふにて候と、椿山感泣、遂に名花十支の圖を作りて贈りぬ。

○書畫銘心錄に曰ふ『野口幽谷は其門人なり素と工匠、晝間斧鋸を事とす、夜は則ち畫を學ぶ。後其技進歩し、或は斧鋸を棄てて管を搦る。先生之を聞きて警しめて曰く、素業を棄てゝ我畫を學ぶものは、我之に敎ふる能はずと、幽谷大に惶れ勵む。幽谷の號は、原と一時題畫の字に取る。字雅馴ならず。之を改めんとす。先生曰く、號の雅俗は、畫の巧拙に關せず。奚んぞ改むることを爲さんと。幽谷終身之を奉ず。渡邊華山、其子小華をして塾に入り畫を學ばしめ、月に其資を遺る。先生緘して藏す。其去る時に及んで、悉く舉げて饋りて曰く、聊か師恩に報ずと。其義概ね此の如し。

○三月十三日　大隈侯之宇の新聞紙刊行さる　高田市場（作衛）　所田（志摩）　海田橋（作衛）　田中（篤）等発起
之大隈邸に招かる　侯七時出席　来客の内　新聞紙上
発行の名を以世界と名し　之月を創刊と決し
編輯主幹を五来素川に托す　之月の経営者
毎月侯の論説を載せらるる事　侯の
坐談を載せらるる事　お馬田也の接伴を受
あり　夫上往々の接伴　海田のこと　エール
大学　北海道　分の在　学中の月給の保証　之
銀行のある　国　之　と　仕し月
給の保証のみ　m A　ゆえ保証を授くること　十

無駄とえのこともあるとと一笑す　侯は今夜は
早く寝ること流石に侯の
と所と興味のある
一トルストイの為めに露国の民心を
如何ばかりの変化の勢力を振
終に国を危うするに至る形勢を
心のある　この点、世界の教育ハ思ひをこ
こに改さるべきなり

を説き出だし、大限侯を世界の強国たらしめんとの志を抱き、後世を
少数なるの武士の軍を率いて、金とこれの
らい民族の戦争とを云う、侯又曰く
自戦争の要訣を政略を政略の進捗を考える者活
禦いかなるも政略を取るを要す、こん那の
為くとく兵法ひとりを自戦術家なること稽つて
ることを説くこと、

（三月十四日記）

○近の開き業じ貞叙傳を移
料を作ること思ひ出つるまゝ日々書きつゝ月
初の年時代の家庭や世境を一冊
書きつりをなしこと後味方面の経歴一冊書
きつる、

（三月念四録）

○後の五峰を使しを其のこと
北海道を早く出版せしめ
こと努力し、漸く二三冊印刷
う、揮入と書画二冊ともに
を使すること為也、揮入書画の大部分を世の
なる木兵衛年芸集のこと
家こと云を云ふ云者なる者
五峰と世こ家こ移る
とは絶す、大なる帳四冊こ
断簡零墨もあれど
を自ふ者の墨跡の
用と法しなるこの五十
十五年心血を注ぎ
出版せしめ
冊の
揮入
絵画
根岸の方面
収めあり
外こ五峰の

を一ヶ所にあつめて生きながらこの花千(所)金部二百を入れ
とすれば高値五六十を名達(遂)ぶの必要あり
本月末を入札と定めあり来月百を以て仕方を
知らず後金をその時期に制限す、金の三
年前五時の地蔵を後年まで出さんとせば金の後援
を必要とす、一つの見本出す、逆達
この見本を一つのもとが金を見のく所に地蔵
二枚で二十の刻こ彫りなし載のもと選び
なり、先年の彫こ不充分のものくらべ
中、別に彫りなる文字の裏(遂)の二字の
地大切なる部分を見れば今日金の説をもかく
て五年書き直しなる事を用ゆることなり、

余の彫刻文中一部の彫刻に多要のものの
ありれば、毎の元機なるべし彫刻の生長
に附するなるべし

○ 山本荷時陽の画幅を高とし来るあり紙本
なり掛軸用なり書画書画を見る人多時の人を紹介の
為に紙に芸と用ゆ人し物の業と異
なり、百年以上の人也 明治三年十一月
此人西国に出こえ来と為に画為なるよりの
風なるを見て二冊の彫刻なる牧織元と用ゆる
京にのぼりて懐中に画の意匠の美なる
金と價を兼ねる所に賜あり床に掛く悦之

梅花の義家を時とするあ、一瓶の花を購の（喜世）

[illegible]

○義は紙物使器購の中に印刷機械の購者も亦甚[illegible]印刷業者は其境に陥り、其の損益に於て相場の比較表を作て一齋得意に為し得上げを為すのみにあらず、方に相場[illegible]

三月廿三日

三月廿三日記

印刷用「インキ」相場比較表

（＊騰、†落）

活版用「インキ」

品種別	相場別	単位	大正元年相場	大正三年相場	現在相場	（大正元年ニ比シ騰落割合）	（大正三年ニ比シ騰落割合）
黒色	（下等品）	（一封度ニ付）	円 一八〇	円 一九〇	円 二七〇	＊五	＊四割二分一厘強
同	（中等品）	（同）	四五〇	四九〇	六五〇	＊四割四分四厘強	＊三割二分七厘弱
同	（上等品）	（同）	一五〇〇	一六五〇	二〇〇〇	＊三割三分三厘弱	＊二割一分二厘強
赤色	（下等品）	（同）	三五〇	三八〇	一〇〇〇	＊十八割五分七厘強	＊十六割三分二厘弱
同	（中等品）	（同）	七五〇	八二〇	二五〇	＊二十三割三分三厘強	＊二十割四分九厘弱
同	（上等品）	（同）	二五〇〇	二七〇〇	五〇〇〇	＊十	＊八割五分二厘弱
藍色	（下等品）	（同）	三五〇	三八〇	一二〇〇	＊二十四割二分九厘弱	＊二十一割五分八厘弱
同	（中等品）	（同）	八〇〇	八五〇	一六〇〇	＊十	＊八割八分二厘強
同	（上等品）	（同）	一八〇〇	一九〇〇	二八〇〇	＊五割五分六厘弱	＊四割七分四厘弱
黄色	（下等品）	（同）	二八〇	三〇〇	五二〇	＊八割五分七厘強	＊七割三分三厘強
同	（中等品）	（同）	八〇〇	八五〇	七五〇	†六分七厘弱	†一割三分三厘強
同	（上等品）	（同）	一〇〇〇	一〇〇〇	一五〇〇	＊五	割

石版用「インキ」

品種別	相場別	単位	大正元年相場	大正三年相場	現在相場	（大正元年ニ比シ騰落割合）	（大正三年ニ比シ騰落割合）
黒色	（下等品）	（一封度ニ付）	六〇〇	六五〇	九〇〇	＊五	＊三割八分五厘弱
同	（中等品）	（同）	八〇〇	八五〇	一〇〇〇	＊二	＊一割七分七厘弱
同	（上等品）	（同）	一〇〇〇	一〇〇〇	二〇〇〇	＊十	＊八割一分八厘強
赤色	（下等品）	（同）	八〇〇	九〇〇	二〇〇〇	＊十	＊十二割二分二厘強
同	（中等品）	（同）	八〇〇	一〇〇〇	三八〇〇	＊三十七割五分	＊二十一割六分七厘弱

同	（上等品）（同）	一・〇〇〇	一・五〇〇	五・〇〇〇（＊）四	十	割（＊）二十三割三分五厘強
藍色	（下等品）（同）	・八〇〇	一・二〇〇	一・七〇〇（＊）十	一	割二分五厘（＊）四割一分六厘強
同	（中等品）（同）	一・二〇〇	一・六〇〇	二・五〇〇（＊）十	割	八分三厘強（＊）五割六分二厘五毛
同	（上等品）（同）	一・五〇〇	一・八〇〇	三・八〇〇（＊）十五割三分三厘強（＊）十一割一分一厘強
黄色	（下等品）（同）	・四〇〇	・五五〇	・五五〇（＊）三	割七分五厘（＊）	○
同	（中等品）（同）	・二八〇	・三五〇	・七五〇（＊）十六割七分九厘弱（＊）十一割四分三厘弱
同	（上等品）（同）	・五〇〇	・六五〇	一・五〇〇（＊）二	十	割（＊）十三割八厘弱

ワニス相場比較表

ワニス（四號）（一ガロンニ付）	五・五〇〇	六・〇〇〇	一六・〇〇〇（＊）十九	割九厘強（＊）十六割六分七厘弱

金銀鈔相場比較表

金	鈔（一封度ニ付）	・五五〇	・七〇〇	一・二〇〇（＊）十一割八分二厘強（＊）七割一分四厘強
銀	鈔（同）	一・五〇〇	二・〇〇〇	四・五〇〇（＊）二	十	割（＊）十二割五分

阿膠及「グリスリン」相場比較表

阿膠（普通品）（英一斤ニ付）	・四二〇	・四六〇	一・五〇〇（＊）二十五割七分一厘強（＊）二十二割六分一厘弱
グリスリン（一封度ニ付）	・四八〇	・六〇〇	二・六〇〇（＊）四十四割一分七厘強（＊）三十三割三分三厘強

「アルミニューム」板相場比較表

四六半截用板	二十九吋三十三吋（一枚）	七・五〇〇（円）	一五・〇〇〇（円）十	割（＊）十	割
四六全判用板	四十六吋三十八吋（同）	一〇・五〇〇	二一・五〇〇	二八・〇〇〇（＊）十六割六分七厘弱（＊）十四割三分四厘弱
四六倍判用板	六十四吋四十六吋（同）	一八・〇〇〇	二〇・〇〇〇	三〇・〇〇〇（＊）十七割七分八厘弱（＊）十	五	割

桂判（PP印）	一尺七寸一尺（一枚ニ付）	一・三〇〇（円）	一・四五〇	三・八〇〇（＊）十九割二分三厘強（＊）十六割二分一厘弱
菊半截（同）	二尺二寸（同）	二・二五〇	二・二五〇	四・二五〇（＊）八割八分九厘弱（＊）七	割
四六判截（同）	二尺二寸八寸（同）	三・二〇〇	三・六〇〇	七・二〇〇（＊）十二割五分（＊）十	割
菊全判（同）	三尺二寸四寸（同）	三・八〇〇	四・〇〇〇	九・〇〇〇（＊）十三割六分八厘強（＊）十二割五分
四六全判（同）	四尺三尺（同）	六・五〇〇	七・二〇〇	一三・八〇〇（＊）十一割二分三厘強（＊）九割一分七厘弱

##亞鉛板相場比較表

石版石相場比較表

原版用	十二吋（一封度ニ付）	・〇四〇（円）	・〇五〇（円）	・二〇〇（＊）四	十	割（＊）三	十	割
美濃判	十十八吋（同）	・〇四三	・〇六〇	・三五〇（＊）四十八割一分四厘弱（＊）三十一割六分七厘弱
栖判	十二十五吋（同）	・〇四五	・一〇〇	・二七〇（＊）五	十	割（＊）十	七	割
桂判	十十八吋（同）	・〇四五	・一二〇	・三〇〇（＊）五十六割六分七厘弱（＊）十	五	割
菊半截	二十四吋（同）	・〇六五	・一三〇	・三五〇（＊）四十三割八分五厘弱（＊）三十六割九分二厘強
四六半截	二十三吋（同）	・〇八二	・一八〇	・三七〇（＊）三十五割一分二厘強（＊）十	割五分六厘強
菊全判	二十六吋半（同）	・一二〇	・一九〇	・四〇〇（＊）二十三割三分三厘弱（＊）十一割五厘強
四六全判	三十四十五吋（同）	・一四五	・二二〇	・四五〇（＊）二十一割三厘強（＊）十一割四分三厘弱

襤褸相場比較表

上襤褸（一貫匁ニ付）	・三四〇（円）	・四七〇（円）	・九五〇（＊）十七割九分四厘強（＊）十	割二分一厘強

中　襤　褸（同）	・二七〇	・三二〇	・七〇〇	十五割九分三厘弱
下　襤　褸（同）	・一九〇	・二四〇	・五五〇	十三割七分八厘強

油類相場比較表

石油（舶來）（一箱ニ付）	四・三〇〇円	四・五〇〇円	六・六八〇円	五割三分強
同　（內地品）（同）	三・七二〇	三・九二〇	六・二七〇	六割五分九厘弱
機械油（並物）（同）	二・二〇〇	二・二〇〇	二六・七〇〇	六十五割九分一厘弱
揮發油（寶田）（同）	七・五〇〇	九・〇〇〇	一〇・八〇〇	四割四分二

印刷工賃銀比較表

活字（五號）（一本ニ付）	・〇〇一八円	・〇〇一八円	・〇〇四円	十二割二分二厘強
鉛版地金（和百斤ニ付）	一二・九四〇	一三・六〇〇	三五・〇〇〇	十七割〇五厘弱
職工賃金（一日一人平均）	・五五八	・五六七	・七二〇	二割九分強

十二

○以前大阪兵部省ニ於テ火藥の製造の時間研究今ヤ一回を了セリ、これを全の思ひつきのヒトツなれども、其の製造を成就するまでハ、高級参謀たる者の苦心ハ如何ばかりなるべきか、敵手の狙ひ目ハ、ただ一発の弾丸ニ有るのみ、況ンや活弾を誤まり、活弾の狙撃ハ既ニ我等の大抵成功するこゝろなれども、軍人の勇敢と其の示すべきの勢力を一致の目的ニ集ルの一部分の断末ニ就テの一部を好す

一、官員を変動ハ高級ニ動きし、獨逸方面ニ高りなれども、いつも墺方面ニ利あり、墺方面の利も獨の墺ニ加担するの墺ニ敗る、ときハ墺を敗

かも内閣を組織して戎分も敗れ終に皇帝
親征となり、全国の騒擾は休を閉鎖して之れを
軍営安巻を所となし一大勇断を施し
て戦線に二百二十万の国を失ふるに
如何さ大兵を動かすこと真に十九年あるも
之れ歴史上類例なきことなり、既に
欠後間もなく革命起り帝は廃せられ、ケレンス
キー氏臨時政府を組織し軍隊に改革民
主的立場なる国家の階級を破却し重き
を兵士に置くとしなり、ケレンス政府上に
に安易なること如何を確すること如何
と思ふも知るべきあらざりしなり、ケレンス政府の勢

なれども抑も露国の有力
なる勢力なるべく上官の軍人等は帝
に兵士の決を得さんとせば行はんとするとなり兵士
はいつも国家を会議の為に抵抗し
ようとなるに二十万の国民を戦
争さんとする情義を以て
義務なる自村に休すること
なれば上官之れを制すべき兵士に敗さ
れるの者なるの者なる能わず、
ツケ上りなる兵士を銃と撃く内村すること
なる内村の士官なるとなる士官がのびろんは其
の勢力なるも操縦奪することを近々

起りたる和蘭と力うちくらべをなすことなり此大事なる日
本を敵国(外国)に奪はるゝ事なれば金を首に巻き
の覚悟となる(海洋の)海洋の政府となりて全く猶
色の為めに乾坤を奪はるゝのみ
主権を失ひてあるを(国)我国の出来ざるは
実に日本の力財産のなきが一部国一軍国
を率ゐる秋なり主義
のあるべきなり(こゝに)蜂和とは
(国)法なきなり(と)云ふ()柳馬場の
時手氣に内体となる共主を柳雪の
ゝの位を其の軍を云ふも可、諸国
なる万三十万の柳雪中も

十二三番の柳雪を成ん流動を始
め賢視者の全部無くなりを奇貨とし
切行を機(を)に乗り思の侵に柳行つ
今やる海流を()海流の敵(国)
に盛へる折柳、柳雪に(ハ)此秋を離
れ本流を敵視も受けて自国の天地を得
なるもこのうちと謂の(て)日本国に於
れ(ハ)国維の位地に(ハ)ある中(ハ)ある彼等
ハ此を横奪する(ん)(ハ)(ハ)(ハ)
為すなるべん(ハ)自主する能はざるの
道に海の(国)法を上面の盗賊御く各所
に横行する一奇観を生ずるなり

[illegible]特に露西亞[illegible]に[illegible]
純の[illegible]る語[illegible]を一々記[illegible]
[illegible]聽[illegible]の前胸[illegible]
の二三を紹介[illegible]

一 若し彼得大帝の世界政策の[illegible]獨逸種族と[illegible]
[illegible]依[illegible]事[illegible]
[illegible]
[illegible]
一 露西亞[illegible]世界を一統とする大[illegible]を抱き
且つ或[illegible]志を[illegible]つ[illegible]る者露西亞

の[illegible]獨逸[illegible]べしとの[illegible]
[illegible]露西亞[illegible]
世界に恐れ[illegible]獨逸[illegible]
[illegible]巴[illegible]の念を[illegible]
[illegible]の露[illegible]獨逸の露西亞[illegible]
[illegible]ことを希望[illegible]日本に敗[illegible]
の[illegible]る日本は獨逸[illegible]
[illegible]る者に[illegible]の[illegible]

[illegible]の[illegible]の語[illegible]日露戦争の[illegible]
日本[illegible]獨の[illegible]
の語文を[illegible]日露戦争は[illegible]
双方の語文を[illegible]を[illegible]

なり、北海に獨逸早く露西亞の立つ所の老
ざ為ること能はざるを看破し巡るを生じ
の念を為しとなるなり

一聯合軍の敗因は聯合軍あり、聯合軍の敗因は聯合軍
果敢自在なるも、但時も機敏を缺く為の、機
接軍の如きも抵抗事の終り迄終に到る
ことなきブさのあるの敗を招けりとなす、かの
如の源る往昔は露西亞の為に帰結す
今もなほ露西亞に為し日米西班牙の為遠
電のなほ、紀元を諸侯とするも亦、同じ事を
繰返し繰同し結果を生ずることあるを
なきを得る平

一露國敗北の即時潔花し英國は日露の間
を橋る日本に援助をなすこと早晩なるべき
況んや歟、日本は論ずを新する能はず
而して出征の結果得る所の者は北一片の地
新を受けるのみ、一方西比利亜に手を出す
能はず早く英国よりも北露西亞に出る
ハ嘆ぶ[illegible]歟日本
なる所無けん

一西比利亜方面に獨逸露の横行は放抛すべ
き深憂の程なるべん吟味ハ之れを掃
蕩する為なるべし、此の為に二国の国
出さば偽に掃蕩し得んと思へる、

二河国の出征は寺侯隊の派出を称するのみにて出兵とは云ふべからざるものなれども実際に於ては全く挙国一致の精神を発揮し早く動くべきを

一 大隈侯政府の成立と提出する二業動議法案とを論じ詳しく北条氏の事を述べ

曾て論ずる二業を動議せんとする日本こんとの会議すること二業の沈没したるあるを

知らず其言のみし海軍(方面)に於ては会議

第八海軍自為の手に移せしを

法律を動議を強制するの者実に

あるべし

一 国民の動向を考へ政府の家の

うちに考へ出でうべく議会の結果を

見ること百日にして十を得ざるとの日を以て遂

に其の逆さまの結果を見る事

格は未だ詳らかに得ざるも独逸に比すれば

遙かに大いなる為なるべし

因て国民の体格の優れたるこもよる

一 今次の動員に機械の利用の

年也北氏に於て日本は実に大いなる

あり、なるべきもの我邦のいまだ発行機と

成切せざる所以は、機械の発行(二業の進

さると操業の機械に関する事業を欲くま
因らずんハあらず

一 今次の世界の戦争に於て欧洲諸国
経験を得て機械工業と化学の発
達と相乗じ之の進歩の著しきに
の進歩する二世界の著しき事実
現れ来れり日本ハ戦前も遠く北に
洲を隔てるものあり、而して北の五年分の
欧洲の進歩ハ著しき進歩を日本と
の間の生じ日本ハ後への難義を
あるべし

○大隈侯曰つらおもしろきを弱るなきまで

ずるのみなるハ記しまく
侯を雲海に行う向まく
つたる侯の海に向ふ
を今けとこそ
海洋学の間うて時
侯分と行う向
のんと雲海に行きと
その為の為
侯を記まるとの
時も無い、国の大切の
とこの事に行けられて
持を失して後に行う

ここの如き者にて信者二三ヶ所に集りて説く人もあらば
これ世界を見ずしてたゞ己の心の一隅に行はぬと
また其る者は見ずして知らぬ気を出して一隅
人ある様にし世界の大勢を知らずして奮励努力
することなく甚だ患ひあらう
倭又無学なる一派を成さんとする、これ等は多く隣地
にて広き所には行くことなくして郎に出たる所に行きやすきの如き
ところ
邦家信徒の政治主義のもとに奔走し、信仰の為め
教会を離し日本の政治と宗教の事を提携
せしめ甚だしきもの見ると、あまりの日本人の
體務にたつとめの事を能く忘れぬ人こそ

宗教人と他人の教務に関する際に繁く説いて
其の文の中にも之れを云ふ事なり、信仰の純粋
後日本の事実上の一宗派の道を守る
これ我等の改革の方向を認めたる日本と大いに
のハーバート、スペンサー氏の両者を求めたる
宗教スペンサーし、此の進化論を生物界に根
據として来る人にあらず、[redacted]
日本の現状を能く知らしむる事なり
土地を外人に取らしむるものなることを知り
ここに宗教の能く結合を見るなり
ところ
以上 スペンサー氏の説に曰く此の如き事にして

[illegible]

解決を待つのみとなりたれども、[illegible]

さこんの[illegible]に[illegible]人[illegible]

あのうえのうえに[illegible]

[illegible]

[illegible]人の流れ流れのスペンサー[illegible]

[illegible]

[illegible]

○早稲田大学の紀授業中高田氏が口授せられし元亨一冊も仏りうとる、元亨と天保と語の廣義を異にしてをるうの面白さと余と思はれ（唯）のみめ覚を雪くしの文章が十枚ひうと浩くてある、此の高田氏も一冊の上、日比谷の博士もとりて見たりと、余の先年学校の紀授業を流れ出でたる外平面動機并に四年紀授の文業学校の紀授を流めた紀出者の言を浩くて迷はされた余のみの高氏の言はれたことも、自分の自我説もあるのの我料ともちるるひあるきこの収めつりくるとろろ

（大正七年三月廿四日記）

元来現代に於ける学校の役割を殊に私立大学の任務に就てその場合面の人々に重きを置かんとのことは大なる問題である、抑も学問なるものの本来の目的教育あるも初めも成立つものである、現代の学校殊に私立大学に於ては教職員も忠実なる場合面の人を得きるの所謂学問展し得べきものひとく苦しまるひとつの教育、既に学校の立場に関係する人々の中に於ける場合面の人格創の悪いのひとつ、校友又は学生のいきいハ共に学問を学ばんとする教授法のに新しく浩く故

斉の国を感じ生徒之に教育を施すことを云んとするものなりけんどもそもそも教育とは既に成人したるものにして之を学問するの機会は既に成人したるものにして之を学問するの機会は既に成人したるものにして之を学問するの機会は

まず自分の国家を治めて後に他を治めるべきことは、いまに係る事と自分を補佐する
の地位に立つべき基礎を養成するのみならず、国家を維持するに必要なる国民
なることは別項に掲げたる外平内和親
睦する所以なり。而して此人の大なるものは面の地位にあるべきものなり
なるべし。故に国家の一人たるべきものは、
後に立つて現在の一人たるべきものを補佐する
ことなり。故に国家の補佐役たるべきものは
どこまでも其の分を尽して其の分を守るべきの
義なり。

なるべし。故に補佐役に立つべき人物は、
常に早稲田大学の為めに尽すべきことなり
なるべし。故に早稲田大学のみならず世界の
教育界に尽すべきものなり。
故に吾輩は表面に出でざるも自分の地位を大切
なりとなすべき感あり。故に一言にいへば自分の
心安うして感じて満足すべきものなり。
（中略）
早稲田大学の元勲たるべき物なり。
故に吾輩は世人の
教育界に尽すべき一個の国民なり
なるべし。
故に国家の書に信じ、心を尽すべきことなり
なるべし。
故に吾輩は、
なるべし。

甚しき偏ぱであると謂へば為めに市場人う
飛雑の衝に当たれば原因を作樹の初めん
市と教授法概念の一部と到底天空氏を此
雑しとなすべきことなるべし其真相は
別に掲げし博士の論説中に書ひあるべ
きを以て之を略す而して市場人は天
空氏と同さんとする物なり高
大なる利益のあるべき私情を抑へ彼の校
平物理の二教授が仲裁を試みんとせしは
如き他作物を強ひ執て聴うるべの
を強んと徹宵し之れを説得さんとせしよ
相まり物理教授の深く其分なるの心を感し

を別に記載さんとせし文学始末中に為めの感
意を掲げんと天空氏側も敵数を求む日
ちんとする市場氏が私怨を無視して公義を
取り最も努力せんとせし一事は余輩其
を成すの答ちさうとして記しのを
其人格の一斑が窺ひなるのひとつ安さん
世界の早稲田の三学と呼ぶも博士天空及
寛分作の切なるを称して其人
自分ども親しみ博士のものぬき其のあつと文
章とを以て早稲田大学の面目を立てる
ものなり其文科の創設後ようやく初学頃若
の人物は国ならであるう、天空氏のぬき三十

五年目終始俸給の地位に居り、海内に
経済原論を教授し、後年比較財政
学の切磋の爲に大なることは、弊人と云へ
ども僕が自ら信ずる所なり

余は早稲田大学に於ける任歴の一端は、右に述べたる所の
如し、余と天地を同じくし、日月と共に光を争ふ早稲田の三学
は、右に述べたる如く、幾多の功績と、
就中、余自身は三学の一を自ら撰ずるの
栄誉を有すること、三個のアイドルを生ずるに至りたる
は、今日に於ても決して三学の一に加へらるるを不快とするなり
なり、右の如きの立場にて、経営は私学に於て最も大

切なる務めなるべし、来国の如き、決して私学の繁栄の
経営の才ある人を拒ずして、寧ろ之を歓迎すべし、幾人も我邦に於て
経営に努力することの如き、山矢は椽下の力持なり、必ず
之れ経営の大切なるを校内の教授なる動もすれば忘
れず、随て右の如きを特に余の
切望を表白するを時期なり、三十年紀念
の時なれば、現に余の為めに青像を造り、もて之れを
掲げ、学生なる者千四百の名を刻して、保し以
て公私余の切望を表示すること
を為さりし、内閣は学と同志諸氏と没頭して
成功したりと云へ、表示するに至るべく同志諸氏に掲げ

元亨年間の創業にして二百年の昔を距ること遠
き此の学を学ばんと欲する者は必ず先づ
ハ経学の大切なること いまだ日本の学者に
勧めすんハ経学の学に乏しき事なるべしハ
授業の疾視を受けん事あるこなかるべし
ハ嘆息に堪へず 実ハ三十年の経学学校と
大しなる功ニ乏しく 学者ニ於ては自分なるべ
きを待ち 又高等学校ニ於ても為さしめなる
事自分の務ニ係ること高等学校ニ於ても之れを
行ひ 自分の我のみ我のみ経
学ニ参無しなる あらず経学ニ世ニ行はるるの有
る事ハ此等も同様なるべき歟 改正せずんハ

此等のことなるを助け学問自分ハ日の創始の記事
(原文)
(一天皇ニ此等ニ於ては其後の事ハ定
欲を改心し学) 自分ハ基本集の三冊を
大概侯の明治ハ遠設委敷も此を
中色とも学ぶ 校内を整理
ハ学生位し学 而して事務カ
ニあること 学ぶ 人ハ金を一個四方位長
きずと為す 謂ふ事あるも 此の方面の
功績 人 知らず 学者の方面を人に知ら
ずして 此の方面ハ 基本の蒙
集ハ 之の機ニ 学生ニ大切なる 務 学ぶ 元亨
なる 学者ハ あらず 有力なる 校 金 知し

蓑集まる場合は人格を立派なる霊妙の力あり取扱
ひ方しこと多きあり、実に丈夫のなくてもなる
人の刻の刻のなるさ新聞に高らかんばかりの
その我の進歩をなる能の能のさるべき実は忠実つらき
務なり、その つらさを解せず前後二なる弟四二垂
人となる資を得ることのなるひとりの働きなる事
とは云へ、その功も其のなるべきことをかしく
案じられは、何等の新りて其功を志新さえを
もつのなる器なる、それ能分ある功あることをすら知
らざるものなるべし、大抵世中人を惑はさま
なるものを特色となる大抵の報酬は新
人物となる所ひと特に金なる早稲のあめて隠れた

る働きを為すことを称物し、早稲田のあめて礎
とあるものは大抵高のなるものなり、と標榜せし
ことあるし、勿論之賞なるべし、金のつらさを河
物を言せざる況なるべうなるも、金のつらさを掲げ
らるしは余の為性と所為なるし、尚おあるな
ら、之を斯く道破しなれば、内なるなる新くなるの
なる者なるべうや、実来なるのなるべうは尚
なるも高位のなるべ、勿論身を世の恩を忘るる
ものなるべ、能まず高田の家を作けて実践の業
展をなるべ、それなるべ、自分の功の人
と調べられるとを経来なるこれまを抱きしことは
高もなるし、然れなるを浪退しれ既に後直に

路を辿るべき筈なり其後に謂ゆる元亮なるもの
ありしが何等の其意を得たるや実に天性なる高明
なる純心あるを以て今なる動もしてこれを為すに
あらざるなり云々元亮なるものは羅漢の位に
ありしや、学識人を計
り天地の真理を知る所なるべし、一年
一年に費やしたる歳月の如き果して一生の
研究の結果にして自己が隠退しなるを大
に命令するあるまじきや、自己の責任を大
無理会なる事の為めに自己の責任を
その結果に於て歓喜に堪ずるの資を得たるに過ぎ
りられるのみの功あるべきに非ずして
其位を辱しめざるべし、結局に位すべきの印

つて元亮なるもの、辛苦の何等なるや、天地間の一つの名称
中の利しとする業を云へば此の結果なる事業の
一つなるべし、而して其の功を為すべきの
立てたる金の物力を信ずることを打破の印を
見出すべきものとは言はざるの法の法の
と謂つべし、天地は成る時代まで金を軽侮
何人の能力も無きことを知しなり、高位の口吻
如何の言の洩るべきは今も亦
ハ彼れの思想なるべきの能力
将しあるべき方面に就ての切論に於ても、或十年
単に陳腐の任務を優り(五)すの此のあるべきを
今得すべし、こゝに始めて、全体生存を

不如意なるべき金を強く別段を仕立て本末を仕立
する[illegible]を見ては金と場合を偽長し終に公の秘の金
を私しなりなどあるべきもなきを言ひうけを為すは
あるべき仕しの方の野蛮なる高田を西面に抗敵
するを而して寄の輔の異の地位にあるし金と田中
を[illegible]鎗[illegible]と[illegible]と[illegible]大奮の兵法とを合し既
に[illegible]自分を他なる[illegible]は亂暴なる[illegible]
し（既に[illegible]の中[illegible]を[illegible]を[illegible]へて）
早大仏機は文初和授[illegible]
言説天地の人格に[illegible]
く言ふものあり或いこれと藉口して[illegible]
[illegible]あるべし然れども金の言説の前と大[illegible]が

[illegible]紙上に[illegible]や金を排撃しなることのあるを思ふ
[illegible]の[illegible]赤金の言説も金ひとりを[illegible]されわし
なるあるべし[illegible]
なるを[illegible]高田の邸の[illegible]
北城[illegible]の[illegible]
とつきあもしらの也金[illegible]
[illegible]金を[illegible]
と互接交渉し得る[illegible]
[illegible]外平田動[illegible]
と余[illegible]
[illegible]を立[illegible]
授[illegible]

と海内となり、金子を方位を知ることを形容、海内を
説き、一の海内と説き、また一の世界、而して軟弱自ら支
位を解せざるしるべき金の性格の如きもの
ものの人或人金子を見ては、既のものの人男子
的態度を棄て軽薄の辞に投ずる能わざる也
（三月廿五日録）

○出版新聞「浅草眼」を発行すること、ここ数日初
第を出し、二号と金の「流行」を載せ、を掲げ
ずる、金吹嘘、論じて国吉銀生活の十二快
と題する論説を試み、第一に国吉
流味の本欲をあしらひ、銀生活の流味を
投げ、第二に略注を加へ、国吉銀生活

の任務をなさしめ、なるべく知らざる味を多し、又国吉流味
を鼓吹する一助たるを得んか
○明治四拾三年度に於て一の指針大なるの用意を
なるべく出来るハ
十二月末
四日鎮流　山田鉄
堀　生　　浅草
長田　　三宅雄次郎
服部鉄治郎　　田中正平
中原良三郎　　市川海天
の十五日を以て年賀状前後を国吉と家
あたいつまるか様なるき味を出すこと南平
のみなるべき五ひる流行会ひ異の笑の校日の方針

さハ各々の横面に於て北坊氏の方にあるさんバ母兄の紙つさら
ゑゑ、身分の高に入つた時に、早や四五人まゑゑゑゑ
が、誰れゑ男ニキゑゑ余の注文の里ゑさを見て柔深
めてゑゑゑゑゑゑ深めてゑゑものゑ俺れちくゑんみ石日
紙のゑゑハ好、うゑとゑゑて坐に就き、そこに為身分ゑゑ
俺も第ゑて姿を生やーとこゑう無いとゑゑと四中
正平真面目に西洋ひも上為ゑゑゑ姿を生やと
めゑゑゑゑゑ、身分ハ笑ひゑゑ、ゑんゑ為為ゑゑ
味ひ生やゑゑゑゑハ、むしやくしゑうゑさいゑゑ
とゑゑて四中の姿をゑんバ真白ゑゑゑゑ四中
のゑゑゑゑコンゑゑ白ゑくゑゑの刺り髭をハ人ゑ彼
是飛ゑゑゑ飛慢しゑゑ俺ゑゑ限本

為ゑゑゑ俺ハ酒を深めたことゑゑ、深めれば
めゑ切ゑゑ白くゑゑとゑゑゑゑ捉く誰れたゑハ元
ハ行の名変ゑゑゑゑ深めたと皮肉の話ゑを紀ゑ
と限本ハ女眼中 既ゑ白ゑゑゑゑゑ為ひらゑゑ
無茶ゑゑゑゑゑゑ、坐中ゑ充紙生解
の人ゑ第ゑて切ゑゑ、誰れゑ金ゑ芝人を仙
ゑゑゑと、身分ゑゑゑゑゑゑゑて見ゑゑゑ終ゑ思ひ
出すことゑゑ出来ず降参をゑゑゑ芝人ハ十四徳ゑゑ
問いて分ゑハ切ゑゑ出て来め、一番次ゑの金ゑゑ
ゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑ道紀ひゑゑ後是しゑゑ西ゑ
ゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑ

鄭寧と挨拶をしまくると云ふと云ふ真面目に
疑をしたのも大笑ひであつた、隈本と側の運命
をトすると云ふて三宅雪嶺氏の部屋に
つ出たとの話れらもし二通り講和が結ると断
言した以、皆〳〵アテなさずに云てそうとまぜうと
以、そんなも苦しい故を言ひ以外四人の月日(廿日)
其供えの盛を起り、同高麗を大根と
云ふ以後涙はどこうあると云ふ、皆つれなかつた、到高
麗中うと云を行つて云ふ
山をどの時代二級の会社の部屋に
ど疑論のハうまし
々巻に困しみ大根の白菜ひこ云ふ雪高麗

つれと云つて云ふ大根の高麗の代用とつれ
と云ふことハ自分も知あり知つて一笑した、自分
ひさし〳〵復苦しした三四の絵そうとの高麗の
写真を行つた以、紀念の為のよ俗ありつもりあり
田中銀行の高麗の社外をうろ出した
ルをそのあのと考いて云ふとつた
所、羅馬字論者等の彼(日高麗代に彼の一字
を示した)ハ羅馬字で綴うく考いて云ふ以、漢字
已羅馬字の考うくくもと言ふ以、餃の云
あると云ふ餃字の横ハずの低ひあるく漢字
つも考き難いと来保さの白状也、餃子如き
余と云ふ餃(餃)和笙銘を中に来き低之且つ低

す、金沢につきては或は所内（各地）ることもあ
るべきなれども法拡なる一のもの、全体人も金を
用ひ拾ふを法治の大なるべし、自分の拾を変歴
を為すことを已むつもりなれども君は既に可法次変
なりし法歴あり、大法の進まざるは君の責任
なりと云ふ、尊皇の義、而目の法は唯れ
えの之、終に次回の拾を待ち今方年を
興さるべき者選す

○金石を変ず、史形拙なる者を机
上の珠とし或は傍を解せざるものあり隨て
筆中大小弐十個を蔵し常満足せざる
ものあり、決して一石を高とし者り驚くべあ

（三月廿六日記）

り、高サ約八寸幅五寸、上部
に掘ること聊か殊なり
上分許なる為に上京
恵勢の堆積、砂の如きこの甲州法山に於て見る所なり、石質
色漆黒、毫も人工の痕なし、蓋しか武川
の幸也、余今拾を動さ傍をいくハ去しか不
幸也、不用の雑石を集めこれを婚の盛
礼唯老を準す、午時大正七年三月廿六
日也

○淡路国城内の西家也、城内の四方山形を
宮生すること年あり、其の西積ちてる数十坪

[illegible]

[illegible]

[illegible]

▼……豫告……▲

近く將に世に出でんとする五峰阪口仁一郎氏編著の北越詩話は氏が繁劇なる政治的生活の餘時を割いて其滿腔の詩才を傾け縣下に輩出せる文人詞客の爲めに其斷簡零墨を蒐め、粹を拔き精を取り、苦心實に三十餘年、砂を披いて金を擇び、評論綴説、其人と其作とを後代に傳ふるもの、今や

二千餘頁の大著述

は近日刻成つて世に布かんとするに際し、著者年來の親友にして趣味の豐富江湖夙に定評ある

市嶋謙吉氏

は特に本書の爲め

回苦心三十五年

と題する紹介の筆を執り、稿を本社に寄するの約あり、吁、北越詩話は五峰氏半生心血を灑げるもの卷中收むる處の北越の作家一千餘、此種の著として日本空前の大著なりとは市島氏の斷言して憚らざる所にして、稱して詩話といふも實は北越名家の歷史ともいふべく將た逸事佳話を叙せる多趣味なる隨筆とも評すべく世上流布せる專門的の漢詩評釋類と同日にして論ずべからず。是に於て乎著者の苦心と本書の内容とに何人よりも最も多く精通せる市島氏は、友誼的に月餘の勞を辭せずして筆を執り玆に紹介の長文成る。其錄する所北越詩話の全部を悉して遺憾なし。而して紹介の文詞亦暢達を極め讀去讀來、何人も大なる感興に打たれざるはなかるべし。詩話刊行に先ち豫め世上風騷の士に其大要を知らしむるの資として、本社は本稿を來る四月一日の紙上より連載せんとす。幸に一讀あらんことを望む。

〈文那各家の説を引用す、読之者あの其之
之を、即日後之を抄すと云ふ
（三月三十日記）

書論二十則

一 郭熙曰、君子之所以愛夫山水者、其去吉安在
丘園養素、其常處也、泉水嘯傲、所常樂
也、漁樵隱逸、所常適也、猶鞅塵鎖、所常
厭也、塵囂羈鎖、此人情所常厭也、烟霞
仙聖、此人情所常願而不得見也、豈以太平
盛日君親之心兩隆、苟澤一身、出處之節義
斯係、豈仁人高蹈遠引、為離世絶俗之行而
必其冥願特志乎哉、曰若夫白雲之間

其芝之咏、皆不得已而長往者也、然則
世不乏志、烟霞之侶、夢寐在焉、耳目
所絶、今得如子、期於出之、不下堂筵、
坐窮泉壑、猶樹杪之巢、嘯傲之間、依約在耳、
山光水色、漠漠奪目、此豈不快人意實
獲我心乎、此世之所以貴夫西山水之本意
也、不北之主、而輕心臨之、豈不蕪視雜神
觀、溷濁清氣也乎

一 當其機之今也、鬼神不能伺之、自家亦不能
識之、當急行之之、少放便逝矣、一瞬之所會千
古之奇遇、古人或見實容而取勢、或觀舞劍
而考象、亦時其機今也、

一 一畫一書、當奪天地之靈氣、故輕率不下筆也、所謂惜墨如金者是也、羨夫有一間暑則不為揮墨也、

一 溫公嘗云、余無不可對人言者、能揮墨如金者也、

一 宮生家、大行於世、嘗育其形已矣、大抵將不靈之心、用不靈之筆、而宮至靈所生之物、悉能得其神、

一 學未有根柢、而事筆墨華藻、譬猶鑿壁而引隣光、畢竟非自家之明也、所取有限、而所用不足矣、

一 華之外現者、人皆視之、美之中藏者、誠者惟知之、

一 郭熙曰、山無烟雲、如春無花草、

一 董其昌曰、淡之出畫、少而工、走而淡、淡勝工、不工何能淡、

一 東坡曰、黃勢峭、文采絢爛、漸老漸熟、乃造平淡、實謝平淡、絢爛之極也、

一 唐志契曰、畫不點苔、山無生氣、苦人謂苔痕為美人簪花、信不可缺者、

一 文十日畫一石、五日畫一石、俟其神之相遇也、神々相遇、天機畫、停之不一日、過期之不可復、一朝之事、何暇待十五日、而畫一石之為、徒以書之速以運之、念速而神愈全、今人下筆、輕忽粗畫、曰

命達而神益全矣、不為識者所笑者鮮矣。

一 沈灝曰、專摸一家、不可與論畫、專好一家、不可與論鑑書。」舍我而泛濫諸家、亦無所取矣。

一 何不立志奮氣、直追古人、又何不磨墨立斗、飛筆數丈、解衣礴磚、放膽磊落、眼下快風而、筆底生雲烟、便面尺幅之人、小矣乎、

一 唐志契曰、畫家傳摸移寫、自謝赫始、此法遂為畫家捷徑、蓋臨摸最易、神氣難傳、師其意而不師其迹、乃真臨摹也。

一 唐毓東曰、點之用筆、如青蜓點水、蒼紙雲輕、或濃或淡、有散有聚、大小相間、於山又添一番精神也。

一 李日華曰、古者圖書並重、以存典故、論畫非浪作者、故有建章千門萬戶圖、晉張茂先猶及見之、漢成帝視紂跋烟已圖、班姬因進忠言、又有圖蜀道山川、帰軾而將帥藉以成功者、自顧虎頭、陸探微、專攻古跡、及人物像、而後繪事造極、王摩詰、李嘗丘、特妙山水、皆於位置點染、盡力為之、年煩月煉、不得勝趣、不輕下筆、不之不以視人也、五百一山十日一水、詩家皆然、不獨王摩詰而已、近藉玉局朱南宮畫、以才豪揮灑、借翰墨為戲具、故於酒後、率意為之、而無不如人、然亦是天機爽仞、終非

四子、璧之散僧入聖、噉肉醉酒、吐穢走成金色、若他人效之、則破戒比丘而已、

一

宋顧峻之、常彼搆言搖、以為畫所每登搖其樑、家人罕見、若時景朗、然後合意、天地陰慘、則不操筆、

一

蘇軾曰、余嘗論畫、以為人禽宮室器用、皆有常形、而於山石竹木、乘波煙雲、雖無常形而有常理、常形之失、人皆知之、常理之不當、雖曉畫者有不知、故良可以歎世而取名者、必托於無常形者也、雖然常形之失、止於所失、而不能病其全、若常理之不當、則舉癖之矣、以其形之無常、是以其理不可不審也、世之工人或能曲盡其形、而至於其理、非有人焉者、不能辨、

王履曰、余壯年好畫、好放求、求放蓄、蓄放多、多而不厭、猶謂未足也、復摸之習之、以充其所欲者、噫是非癖歟、恰其癖也、故不知為無用、而獨視為有用、視為有用、故或予微弗聽也、人或予毀弗載也、人或予需弗與也、孜孜焉惟是之從、其誠正修齊之道、或半、於乎辯之深也、乃至北平、

一

王蒙曰、遠近清濁、情狀萬變、天機所到、如入神、

閑日月

現存大樹作樂名鑑

府下淺橋橋畔　淺田澱橋

予は數年來各地に現存する櫻の大木を調査せしに幹圍一丈以上のもの八十一株を獲たり今や花季に際し左に列記して江湖に紹介す尚遺漏お心付きの方は本誌宛名へ宛て御報あれば幸甚

(一)神代櫻　幹圍四丈五尺
(二)薄墨櫻　三丈八尺
(三)久保ノ櫻　三丈五尺
(四)石戸ノ蒲櫻　三丈四尺
(五)瀧大明神櫻　三丈二尺
(六)櫻角櫻　三丈二尺
(七)阿茶櫻　三丈餘
(八)大島ノ櫻株　二丈七尺餘
(九)逢名ノ櫻　二丈六尺
(一〇)勅使櫻　二丈五尺
(一一)藥師櫻　二丈五尺
(一二)十二櫻　二丈四尺
(一三)不動ノ櫻　二丈二尺
(一四)關田山ノ大櫻　三丈(未詳)
(一五)弘前ノ枝垂櫻　二丈一尺
(一六)松月寺ノ大櫻　二丈一尺
(一七)景勝ノ櫻　二丈一尺
(一八)大宮ノ大櫻　二丈餘
(一九)鹿櫻　二丈餘
(二〇)地藏ヶ平大櫻　丈
(二一)三里塚ノ傘櫻　一丈九尺
(二二)山王ノ櫻　一丈九尺餘
(二三)靈社ノ櫻　一丈八尺餘
(二四)中櫻　一丈八尺
(二五)金錫寺櫻　一丈八尺
(二六)觀音櫻　一丈八尺
(二七)蛯ヶ崎ノ大櫻　一丈八尺
(二八)張峰櫻　一丈八尺
(二九)小泉ノ櫻　一丈八尺
(三〇)寶泉寺ノ大櫻　一丈七尺餘
(三一)保昌寺ノ枝垂櫻　一丈七尺
(三二)高野山ノ御所櫻　一丈六尺
(三三)加夫良木ノ櫻　一丈六尺
(三四)女珠堂ノ姥櫻　一丈六尺
(三五)高田ノ櫻　一丈六尺
(三六)堂ノ山ノ大櫻　一丈六尺
(三七)高麗ノ枝垂櫻　一丈六尺七寸

甲州北巨摩郡新宮村山高實相寺
美濃國本巣郡根尾村板所
山形縣東置賜郡伊佐澤村
埼玉縣北足立郡石戸村堀之內東光寺
福島縣田村郡中郷村滝ノ櫻久保
山形縣西置賜郡西根村草岡樣山邸內
群馬縣勢多郡新里村新川新井氏邸內
東京府大島泉津村福重
東京府目多摩郡恩方村下恩方櫻木
富山縣西礪波郡赤丸村古屋浸井城址
山形縣西置賜郡鶴桑村高玉要師堂境內
同縣同郡同村山口
巖手縣膽澤郡前澤町大櫻不動堂前
東京府三宅島伊豆村關田山
青森縣弘前市舊藩主所願所菜院宇旅氏
石川縣金澤市野田寺町松月寺境內
富山縣下新川郡三日市町濱谷氏邸內
茨城縣那珂郡大宮町
福島縣耶麻郡磐梯村西峰磐梯神社
滋賀縣愛知郡東小椋村地藏ヶ平
千葉縣印旛郡三里塚御料牧場圍內
宮城縣登米郡北方村北浦
東京府三宅島神着村祖靈社境內
岐阜縣武儀郡金山町井尻觀音の裏
埼玉縣入間郡原市場赤澤金錫寺境內
巖手縣上閉伊郡松崎村觀音堂前
滋賀縣愛知郡東小路村姥ヶ峠
福島縣若松市鹽食町鹽食神社境內
千葉縣印旛郡久住村小泉
福島縣双葉郡上川村本町寶泉寺境內
宮城縣上閉伊郡田老村澤保昌寺前
紀州高野山光華院門前
岐阜縣岐阜市蘆城金剛社境內
福島縣大沼郡高田町文珠堂境內
福島縣石川郡石川町高田長泉寺傍
東京三宅島伊豆村堂の山神宮神社境內
埼玉縣入間郡高麗村新堀高麗神社境內

(二六)藏部ノ櫻　一丈五尺
(二七)夫櫻　一丈五尺
(二八)蒔櫻　一丈五尺
(二九)乘丹坊手植櫻　一丈五尺
(三〇)定迎寺ノ櫻　一丈五尺
(三一)鶴谷ノ櫻　一丈五尺
(三二)伊奈ノ櫻　一丈五尺
(三三)五鳳櫻　一丈五尺
(三四)黑澤櫻　一丈五尺
(三五)煙石ノ櫻　一丈五尺
(三六)蛭谷ノ大櫻　一丈五尺
(三七)將軍櫻　一丈四尺
(三八)鈎掛櫻　一丈四尺
(三九)曹西院ノ櫻　一丈三尺餘
(四〇)法船寺ノ枝垂櫻　一丈三尺
(四一)於阿茶櫻　一丈三尺
(四二)雫櫻　一丈三尺
(四三)南天櫻　一丈三尺
(四四)葉ノ櫻　一丈三尺
(四五)皮櫻　一丈三尺
(四六)無櫻　一丈三尺
(四七)立櫻　一丈三尺
(四八)聖德太子ノ櫻　一丈三尺
(四九)天川ノ枝垂櫻　一丈三尺
(五〇)祇園ノ枝垂櫻　一丈三尺五寸
(五一)世善櫻　一丈二尺
(五二)觀音櫻　一丈二尺
(五三)差間ノ大櫻　一丈二尺
(五四)御所櫻　一丈二尺
(五五)駒止櫻　一丈二尺
(五六)墓所ノ櫻　一丈二尺
(五七)赤澤ノ櫻　一丈二尺
(五八)八重山櫻　一丈二尺
(五九)苗代櫻　一丈二尺

芋城縣西天城郡東那珂村磯部旅宮ヶ前
福島縣北會津郡一箕村八幡飯盛山麓
山形縣西置賜郡荒砥町石那田八幡宮前
福島縣耶麻郡磐梯村磐梯神社境內
宮城縣伊具郡東根村平貫定迎寺境內
群馬縣勢多郡新里村鶴谷渕谷氏邸內
東京府四多摩郡東八田村安國寺境內
京都府河鹿郡東小椋村經谷字川東
大分縣南海部郡青山村中光庵境內
福島縣石川郡小平村四山字煙石
滋賀縣愛知郡東小椋村經谷字川東
和歌山縣那賀郡猿川村字田
京都府北桑田郡平屋村深見の佐賀山
東京府三宅島伊豆村普西院境內
長野縣東筑摩郡片岡村法船寺境內
宮城縣柴田郡村田町龍昌院境內
同縣本吉郡柳津町慶空藏堂脇
宮城縣桃生郡北村小崎
大阪府泉國郡目根野村慈眼寺脇
廣島縣佐伯郡木野村扶鉢池神社脇
巖手縣和賀郡鳩岡崎村太子堂境內
群馬縣群馬郡桃井村新井小山氏持地
京都市祇園
愛媛縣上浮穴郡桑川村上川
大分縣日田郡西有田村觀音堂前
埼玉縣北足立郡大門村菱間興福寺境內
福島縣北會津郡大戸村香鹽
愛知縣豐橋市岩崎字山神
巖手縣巖手郡中野村岩本墓地
埼玉縣入間郡原市場村赤澤
東京府荏原郡調布村鵜ノ木字下郷
廣島縣安佐郡戸山村字吉山正善寺境內

(七一)極樂寺ノ國寶櫻　一重八重咲分一丈五寸
神奈川縣鎌倉極樂寺村極樂寺境內
(七二)本川ノ櫻　丈
(七三)昌福寺ノ枝垂櫻　丈
(七四)日野ノ枝垂櫻　丈
(七五)昌福寺ノ枝垂櫻　丈
(七六)西行寺ノ枝垂櫻　丈
(七七)船戸ノ雲井櫻(八重)　一丈
(七八)功山寺ノ櫻　未詳
(七九)吉野ノ雲井櫻　未詳
(八〇)宇都宮ノ化櫻　未詳
(八一)神代櫻　未詳

愛媛縣上浮穴郡桑川村木川廣神社
長野縣諏訪郡川岸村駒澤昌福寺境內
山梨縣北都留郡大越村日野花岳山境內
長野縣諏訪郡川岸村駒澤昌福寺境內
丈
丈
丈

読むの時ひまきものを要する

一 取扱不のものを全部複写す但し
コロタイプ版に撮ること

一 表紙に原書に拠らずして宜しき
事

一 毎月二冊発行のこと

一 会員に無償にて約三百名を
配布すること

一 先つ見てにて二冊を複写し
会員著集の用に供すること

一 右見てのの出来を待ち[illegible]
復生印を会場にて政者尾張

ものを仮し其前元のまき者を選
擇すること

一 大部の図書巻くは稀なる物と因
り全部複写出来ざるときは
第寸大と一枚巻くは二枚複写
し会員と配布すること

一 会の協議書は内田掃部頭者し
る事

以上

以下全て

白　紙